

第2章

■ 風水害予防計画

第1節 浸水・波浪・高潮災害の予防

多雨、集中豪雨、強風等により河川の氾濫や海岸での高波等による被害を受けやすい区域について、危険区域の指定を検討するとともに、河川堤防、海岸・護岸施設等の整備を計画的に行う。

また、市民が災害時に的確な行動をとれるよう危険の程度を実感できる情報の提供、河川に関する水防体制の充実を行う。

1 河川等の氾濫防止対策……………【農林基盤整備課、大橋川治水・国県事業推進課、道路課、河川課、各支所、上下水道局】

(1) 河川等の氾濫による浸水危険箇所の把握

ア 河川等の重要水防区域及び危険な箇所の現況

本市における、河川等の重要水防区域及び危険な箇所の概況は次のとおり。

資料：令和6年度松江市水防計画

区分	管轄	水系名	河川名	延長 (m)	箇所数	
重要水防区域	国土交通省関係	斐伊川	斐伊川	213,400	2	
			意宇川	15,000	2	
	島根県関係	斐伊川	朝酌川	7,600	2	
			来待川	2,200	2	
			計	24,800	6	
危険な箇所	国土交通省関係		境水道	880	4	
			中海	38,341	101	
			大橋川	14,350	63	
			宍道湖	19,429	125	
			計	73,000	293	
	島根県関係			朝酌川	8,100	3
				意宇川	6,045	8
				佐陀川	6,200	5
				持田川	200	1
				比津川	2,800	2
				京橋川	420	2
				北田川	2,980	4
				北堀川	1,500	2
				中川	1,540	2
				四十間堀川	1,520	2
忌部川	1,400	2				
計	32,705	33				

イ 外水氾濫による浸水が予想される箇所

本計画において想定される災害と同規模の降雨が発生した場合、大橋川沿川の中心市街地のほか、佐陀川の上流部一帯、玉湯町（湯町）及び宍道町（宍道、昭和）等の宍道湖沿岸、八束町及び東出雲町の中海沿岸等、広い範囲にわたり浸水が予想される。

ウ 雨水出水（内水）氾濫等による浸水が予想される箇所

本市の橋北市街地においては、堀川、京橋川、北田川、中川、比津川等の中小河川が縦横に流れて

おり、宍道湖・大橋川の水位上昇時にはポンプによる強制排水が重要な排水手段となっている。現況では、1m程度の水位上昇により浸水区域が発生し排水作業の必要が生じるほか、本計画において想定している規模の降雨があった場合、ポンプ容量の不足により宍道湖・大橋川の氾濫がなくとも排水が困難な状態が生じ、雨水出水（内水）による浸水被害が予想される。

(2) 治水対策の実施

時間雨量 50mm 相当の洪水に対応できる整備を目標として、以下の対策を講ずる。

ア 雨水出水（内水）対策

雨水出水（内水）氾濫が予想される地区の周辺において、重点的に以下の対策を実施する。

- 自然流下により雨水を公共用水域に排除することが困難な地帯では、樋門・樋管の整備、ポンプ場の新設及び既設ポンプ場の能力増強等の整備を行う。
- 抜本的な原因の解消のため、排水施設整備だけではなく、宅地の嵩上げやピロティ化等、市街地整備とあわせた総合的な雨水出水（内水）対策を引き続き推進する。
- 堀川等の県管理河川に関しては、県に対し整備を要望する。
- 市管理河川の整備と下水道事業による雨水渠の整備に努める。

イ 外水対策

- 当面の対策として、既設の排水渠等からの逆流防止対策を推進する。
- 大橋川改修を国・県と連携し、推進する。
- 従来からの河川等の氾濫を念頭にした河道拡幅、築堤、河床掘削等による河道の整備、遊水地、分水路等の建設を推進する。
- 既存河川施設（水門・ポンプ場等）の点検を毎年行い、排水面積の大きい特に重要な施設から改修等を計画的に実施する。

ウ 下水道（雨水施設）の整備

宍道湖・中海周辺市町村を包含する流域下水道整備の一環として、事業計画区域内において公共下水道雨水施設の整備を推進する。

今後実施を予定している地区は、次のとおり。

事業名	実施地区	期間
下水道事業（雨水）	旧市、玉湯町、東出雲町	～令和8年度（事業計画）
	宍道町	～令和8年度（事業計画）

エ ハザードマップによる危険箇所の住民への周知

- 河川等の重要水防区域、危険箇所及び浸水被害が予想される区域の調査結果等を参考に、河川管理者が作成する浸水想定区域図について、住民への周知に努める。
- ハザードマップ等を活用し、浸水想定区域など河川等の災害危険性等に関する情報を関係地域の住民に周知する。
- 中小河川や雨水出水（内水）による浸水に対応したハザードマップ作成についても、関係機関が連携しつつ作成・検討を行う。
- 地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設で、建設予定又は建設中のものを含む。）における浸水被害を防止するため、作成したハザードマップを地下街等の管理者へ提供する。
- ため池ハザードマップを作成し、ため池が決壊した場合に想定される災害危険性等に関する情報を関係地域の住民に周知する。

2 波浪・高潮災害の防止対策 【防災危機管理課、農林基盤整備課、水産振興課、道路課、河川課、各支所】

(1) 海岸・湖岸における危険予想箇所の把握・周知

本市の市域には、島根半島北部の連続した海岸線や宍道湖・中海の湖岸線が含まれており、波浪・

高潮災害の影響を受けることがある。

これらの危険箇所及び過去の高潮の発生範囲等について、ハザードマップ等を活用し、関係地域の住民に周知する。

(2) 海岸保全施設整備の推進

- 冬季風浪や台風時の侵食、波浪、高潮等の被害が生じやすい海岸を対象として、波浪等に対応できる護岸等の海岸保全施設の整備を実施する。
- 既存施設の老朽度点検を行い、特に重要な施設から改修等を計画的に推進する。
- 海岸環境に配慮しつつ、人工リーフ等沖合施設と護岸を組み合わせることで波浪の静穏化を図り、海岸の侵食防止と波浪の被害から海岸を防護する。
- コンテナ等の野外蔵置貨物の流出防止対策を推進する。

3 浸水想定区域内の地下街・要配慮者利用施設等における取組の促進…【健康福祉総務課、障がい者福祉課、こども政策課、保育所幼稚園課、子育て給付課、建設総務課、学校教育課、生涯学習課】

(1) 避難体制の整備

以下に示す施設について、当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対し、洪水や雨水出水（内水）氾濫、高潮等により災害の危険性が高まった場合には、市が保有する広報媒体による洪水予報等の災害広報及び避難体制の整備を行う。

- 浸水想定区域内の地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設で、建設予定又は建設中のものを含む。）で洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図ることが必要なもの。
- 要配慮者利用施設（主として要配慮者が利用する施設をいう。）で洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要なもの。
- 大規模工場等（大規模な工場その他地域の社会経済活動に重大な影響が生じる施設として市町村が条例で定める用途及び規模に該当するもの）の所有者又は管理者から申出があった施設で洪水時に浸水の防止を図る必要があるもの。

(2) 必要な取組み

- 地下街等の所有者又は管理者は、自衛水防組織を置き、避難計画の作成及び避難訓練の実施。
- 要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、自衛水防組織を置くように努め、避難計画の作成及び避難訓練の実施。
- 大規模工場等の所有者又は管理者は、浸水防止の計画を策定し、訓練の実施や自衛水防組織を置くように努める。

避難体制の整備については、本章第8節「避難体制の整備」及び第3章第8節「避難活動」に記載

→ **資料編** [資料 2-17-2] 浸水想定区域内の地下施設一覧表

[資料 2-17-3] 浸水想定区域内の要配慮者利用施設一覧表

4 浸水・波浪・高潮に対する減災対策……………【防災危機管理課ほか関係各課、関係機関】

河川管理者および関係機関と水災による被害の軽減に資する取組を総合的かつ一体的に推進するための協議会を組織し、タイムライン（事前防災行動計画）の策定・活用及び市民への周知を検討するなど、さまざまな減災対策に取り組む。

第2節 土砂災害の予防

降雨、融雪、地震等により引き起こされる土砂災害（崖崩れ・山崩れ、地すべり、土石流、落石等）は、梅雨前線や台風による集中豪雨等により発生する機会が多いが、被災地域が比較的狭い範囲に限られるが被災者の死傷率が高く、人家等に壊滅的な被害を与える。

本市は、特に山間地・海岸沿いの急傾斜地周辺において、土砂災害により被害を受けるおそれのある地区が多く存在する。土砂災害のおそれがある箇所については、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（以下、「土砂災害防止法」という。）に基づく警戒区域及び特別警戒区域の指定が県により行われている。

県及び国からの情報提供を踏まえ、市域における土砂災害関係情報の一元的な把握と、住民への土砂災害危険箇所等の周知及び緊急時の避難体制の整備に努めるとともに、各種制度の活用による建築物の構造規制、住宅の移転促進等の予防対策を実施する。

なお、本節において取りあげる土砂災害それぞれの特性は次のとおり。

崖崩れ・山崩れ災害	崖崩れ、山崩れ、人工斜面の崩壊等を総称して斜面崩壊といい、斜面を構成する土、砂礫、岩盤等が剥落・転倒し、急速に崩壊・転落・落下する現象を指す。雨量、斜面勾配、斜面形、地質条件等を誘因として発生する。
地すべり災害	斜面崩壊よりも一般的に大規模で継続的なもので、比較的緩勾配でも発生し、多大な被害をもたらす危険性がある。誘因としては地下水の影響が大きく、台風や梅雨のほか、融雪時にも発生する。
土石流災害	土砂や岩石が水と混合し一体となって谷、溪床等地形の低所に沿って流下するもので、豪雨、地震等による崩壊土砂の流下、溪流をせき止めていた崩壊物の再崩壊による流下、洪水流による溪床堆積土砂の流下、地すべり土塊の流下等のケースがある。

1 崖崩れ・山崩れ災害の防止対策……………【防災危機管理課、農林基盤整備課、建設総務課、道路課、建築審査課、各支所】

(1) 土砂災害警戒区域等（急傾斜地の崩壊）の把握・周知

- 関係法令に基づき県が指定する土砂災害警戒区域*1、土砂災害特別警戒区域、並びに市の定める避難先・防災施設等の防災情報について、市民への周知に努める。
- 県ホームページの「マップ on しまね」及びハザードマップ等を活用し、崖崩れ・山崩れ災害、山地災害危険地区*2の危険性等に関する情報を関係地域の住民に周知する。

*1 なお、県は、土砂災害警戒区域等（急傾斜地の崩壊）のうち防災上緊急度の高いものを急傾斜地崩壊危険区域に指定し、対策事業を実施しており、同区域においては、崩壊を助長するような行為が制限されている。また、土砂災害特別警戒区域では、特定の開発行為に対する許可制や、建築物の構造の規制などが実施されている。

*2 山地災害危険地区のうち、山地に起因する山腹崩壊による災害が発生するおそれがある地区については、国の要領に基づき調査を行い、「山腹崩壊危険地区」として県ホームページで周知を行っている。

<https://web-gis.pref.shimane.lg.jp/shimane/PositionSelect?mid=1057>

→ **資料編** [資料 1-6] 松江市土砂災害警戒区域等一覧（急傾斜地の崩壊）

(2) 避難体制の整備

- 危険度の高い急傾斜地の周辺において、保全・管理に関する指導を住民に対し実施する。
- 必要に応じて防災措置の勧告や改善命令等を行う。
- 土砂災害警戒区域ごとに土砂災害に関する情報[気象情報（警報等）・土砂災害警戒情報等]の収集及び伝達、住民への伝達方法、避難及び救助その他など土砂災害防止に必要な避難体制に関する事項を定める。

- 土砂災害に関する情報の伝達方法、避難に関する事項等を印刷物及び市ホームページに掲載し周知を図るほか、市民が「わが家の防災マップ」等を作成することにより自ら避難場所・避難路等を確認するよう啓発を行い、円滑な避難体制の構築に努める。
- 大雨警報発表中において、土砂災害についてより厳重な警戒を呼びかける必要がある場合に、松江地方气象台と県が市町村単位で発表する土砂災害警戒情報、これを補足して県が土砂災害予報システムにより提供する土砂災害危険度情報（下記）を参考として、土砂災害警戒区域ごとの警戒・避難基準を策定し、周辺住民等への周知徹底を図る。

島根県土砂災害危険度情報をもとにとるべき行動と、相当する警戒レベルについて		
相当するレベル	危険度	危険度が示す状況と対処方法
警戒レベル 4相当	すでに基準値超過	<ul style="list-style-type: none"> 現在の降雨指標が、土砂災害発生基準値を超過した状態 命に危機が及ぶような土砂災害がすでに発生していてもおかしくない極めて危険な状況 この状態になる前に避難を完了し、まだ避難していない場合は身の安全の確保が必要
	1時間以内に基準値超過	<ul style="list-style-type: none"> 降雨指標が、今後1時間以内に土砂災害発生基準値を超過すると予測される状況 土砂災害がいつ発生してもおかしくない非常に危険な状況 避難完了の目安
	2時間以内に基準値超過	<ul style="list-style-type: none"> 降雨指標が今後2時間以内に土砂災害発生基準値に到達されると予測される状況 土砂災害はいつ発生してもおかしくない非常に危険な状況 避難開始の目安 土砂災害警戒情報の発表基準値
警戒レベル 3相当	3時間以内に基準値超過	<ul style="list-style-type: none"> 降雨指標が、今後3時間以内に土砂災害発生基準値を超過すると予測される状態 土砂災害が発生しやすくなっており、十分な警戒が必要 避難準備の目安 要配慮者等は避難開始の目安
	警報	<ul style="list-style-type: none"> 大雨警報（土砂災害）の発表基準 土砂災害が発生しやすくなっており、十分な警戒が必要 避難準備の目安 要配慮者等は避難開始の目安
警戒レベル 2相当	注意	<ul style="list-style-type: none"> 大雨注意報の発表基準 土砂災害への注意が必要 今後の雨の降り方に注意

- 危険地域の住民に対し、急傾斜地の危険確認3要素の早期発見に努めるよう指導するとともに、住民自身による防災措置の実施を促進する体制の確立を図る。

急傾斜地の危険確認3要素	
1 危険な時期	長雨の時期、降雨等により地盤が緩んだ状態で、1時間に20mm以上・総雨量100mm以上の強い雨が降ったとき等
2 危険な場所	傾斜が30°以上、高さが5m以上、オーバーハング、表土が厚く軟弱、亀裂、湧水、浮石等
3 危険な前兆	湧水、みずみちの変化、湧水量の増加、濁水、転石、倒木、地鳴り等

(3) 住宅移転の促進等

- 急傾斜地の崩壊による危険の著しい区域を災害危険区域（建築基準法第39条第1項）として指定し、当該区域内における住宅等の建築制限を行う。
- 土砂災害防止法及びがけ条例に基づく既存不適格住宅に対して、移転促進のための啓発を行い、住宅・建築物安全ストック形成事業（がけ地近接等危険住宅移転事業：国土交通省住宅局の事業）、

防災のための集団移転促進事業（国土交通省都市局の事業）の促進を図る。

2 地すべり災害の防止対策……………【防災危機管理課、農林基盤整備課、建設総務課、道路課、建築審査課、各支所】

(1) 土砂災害警戒区域（地すべり）の把握、周知

- 国及び県の実施する地すべり区域等の把握のための各種調査に協力し、地すべり防止区域の指定及び対策を促進するとともに、市内の該当区域における巡視を行い危険箇所の早期発見に努める。
- 県ホームページの「マップ on しまね」及びハザードマップ等を活用し、土砂災害警戒区域（地すべり）の地すべり災害、山地災害危険地区*の危険性等に関する情報を関係地域の住民に周知する。

* 山地災害危険地区のうち、山地に起因する地すべりによる災害が発生するおそれがある地区については、国の要領に基づき調査を行い、「地すべり危険地区」として県ホームページで周知を行っている。

<https://web-gis.pref.shimane.lg.jp/shimane/PositionSelect?mid=1059>

→ **資料編** [資料 1-8] 松江市土砂災害警戒区域等一覧（地すべり）

(2) 避難体制の整備

- 土砂災害警戒区域ごとに土砂災害に関する情報[気象情報（警報等）・土砂災害警戒情報等]の収集及び伝達、住民への伝達方法、避難及び救助その他など土砂災害防止に必要な避難体制に関する事項を定める。
- 特に危険度の高い土砂災害警戒区域（地すべり）において、地割れ、陥没、隆起、建物・立木の傾き及び湧水等の観測体制を整えるとともに、被害が及ぶと考えられる住宅等に対するソフト施策（地すべり監視施設、情報機器の整備等）により、避難体制を確立する。
- 土砂災害に関する情報の伝達方法、避難に関する事項等を印刷物及び市ホームページに掲載し周知を図るほか、市民が「わが家の防災マップ」等を作成することにより自ら避難場所・避難路等を確認するよう啓発を行い、円滑な避難体制の構築に努める。

3 土石流災害の防止対策……………【防災危機管理課、農林基盤整備課、建設総務課、道路課、建築審査課、各支所】

(1) 土砂災害警戒区域等（土石流）の把握、周知

- 国が指定する砂防指定地及び県が指定する土砂災害警戒区域（土石流）、県が調査する崩壊土砂流出危険地区等についての資料を整備し、周辺住民に対し周知徹底を図る。
- 県ホームページの「マップ on しまね」及びハザードマップ等を活用し、土石流災害、山地災害危険地区*の危険性等に関する情報を関係地域の住民に周知する。

* 山地災害危険地区のうち、山地に起因する崩壊土砂が土石流として流出して災害が発生するおそれがある地区については、国の要領に基づき調査を行い、「崩壊土砂流出危険地区」として県ホームページで周知を行っている。

<https://web-gis.pref.shimane.lg.jp/shimane/PositionSelect?mid=1060>

→ **資料編** [資料 1-7] 松江市土砂災害警戒区域等一覧（土石流）

(2) 避難体制の整備

- 土砂災害警戒区域ごとに土砂災害に関する情報[気象情報（警報等）・土砂災害警戒情報等]の収集及び伝達、住民への伝達方法、避難路・避難場所及び救助体制など避難体制に関する事項を定める。
- 大雨警報発表中において、土砂災害についてより厳重な警戒を呼びかける必要がある場合に、松江地方气象台と県が市町村単位で発表する土砂災害警戒情報、これを補足して県が土砂災害予警報システムにより提供する土砂災害危険度情報（前掲）等を参考に、土石流危険渓流ごとの警戒・避難基準を策定し、周辺住民等への周知徹底を図る。
- 土砂災害に関する情報の伝達方法、避難に関する事項等を印刷物・市ホームページに掲載し周知を図るほか、市民が「わが家の防災マップ」等を作成することにより自ら避難場所・避難路等を確認する。

認するよう啓発を行い、円滑な避難体制の構築に努める。

(3) 住宅移転の促進等

関係機関及び県と連絡調整を図り、各種制度の活用による危険住宅の移転促進に努める。

4 土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設における取組の促進……………【こども政策課、
保育所幼稚園課、子育て給付課、健康福祉総務課、障がい者福祉課、建設総務課、教育総務課、生涯学習課】

(1) 災害広報

土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設（主として要配慮者が利用する施設をいう。）の所有者または管理者に対し、土砂災害の危険性が高まった場合は、市の保有する広報媒体により土砂災害警戒情報等の災害広報を実施する。

(2) 避難体制の整備

本章第8節「避難体制の整備」及び第3章第8節「避難活動」に記載

→ **資料編** [資料 2-17-4]土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設一覧

5 治山事業・砂防事業等の推進・協力……………【農林基盤整備課、建設総務課、道路課、各支所】

県が実施又は施行の勧告を行う以下の土砂災害対策事業・工事について、事業の円滑な推進に向けて積極的に協力する。

- ア 急傾斜地崩壊防止工事
- イ 治山工事
- ウ 保安林指定による立木の伐採等の規制
- エ 地すべり防止工事
- オ 砂防工事
- カ 土地の形状変更、立木の伐採、土石の採取等の制限

第3節 都市構造の防災化

地域の特性に配慮しつつ、災害に強いまちづくりを推進するため、防災的な土地利用の推進、都市の不燃化の推進、防災空間の確保等、防災環境の整備事業を推進する。

本市では「松江市都市マスタープラン」及び「松江市立地適正化計画」に基づき、各種法令・諸制度に基づく市街地整備事業等の実施による適正な土地利用を進め、災害等に備えた安全な都市環境づくりを推進する。

1 防災的な土地利用の推進……………【農政課、都市政策課、農林基盤整備課、文化財課、建築審査課、公園緑地課、道路課、河川課、上下水道局】

(1) 都市の面的整備の推進

本市の中心市街地には、道路・公園等の都市基盤施設の整備が立ち遅れたところが多く、特に旧市街地において空洞化が進んでいる。また、新市街地（旧市街地の周縁部）においては、公共施設が未整備なまま小規模な宅地開発等が行われスプロール化が進行した結果、災害発生のおそれのある住宅地が拡大する等、防災上好ましくない市街地が形成されている区域も多い。更に、本市は、城下町として発展してきた市街地形態をそのまま色濃く残す町並みが随所にあるため、災害発生時においては、これらが応急対策活動の支障となることが予想される。

このような状況を改善するため、地域の状況に応じた以下の手法により、防災に配慮した市街地の面的整備の推進に努める。

既成市街地	<ul style="list-style-type: none"> 中心市街地活性化基本計画に基づき、商業地の再編や住環境・交通環境の改善を推進する。 個別の事業計画において、古い松江らしい歴史的町並み保全に十分配慮した安全なまちづくりを推進する。 木造住宅が密集し、旧来の道路形態が残る旧市街地（城東、城北、城西、白潟、朝日、雑賀地区）において、災害時に住民が歩いて避難場所に到達できる道路や、消防活動困難区域の解消に資する道路を整備するとともに、公園整備とあわせた周辺の建築物の不燃化を推進する。
既成市街地周辺	土地区画整理事業等により都市施設を先行整備し、安全な市街地を形成する。
拠点地区	<ul style="list-style-type: none"> 生活基盤の整備や、空き店舗・空き家等遊休地の活用による繁華街の再生、土地区画整理事業による有効な土地利用の促進を図る。 日常生活を支援する利便施設、防災施設等の整備を推進する。

(2) 新規開発に伴う指導・誘導

- 都市計画法及び建築基準法においてそれぞれ規定されている宅地造成開発許可、建築確認等の審査並びに当該工事の施工に関し、災害の防止についての確かな指導監督を行う。
- 各種法令に基づき、防災の観点から総合的な調整・指導を実施する。
- 土砂災害特別警戒区域、地すべり防止区域及び急傾斜地崩壊危険区域の土地については、土砂災害発生の危険性が高く居住に適さないため、都市計画法に基づき、原則として開発計画を認めず、さらに都市計画法上の許可が不要な開発計画では、助言を行うとともに、特に必要があると認められる場合には勧告を行う。勧告に従わない場合には、本市のホームページにおいて公表する。
- 市街化調整区域において、災害の危険性の高い区域での開発計画は、松江市開発行為等の許可の基準に関する条例により許可の厳格化を図る。
- 宅地造成による人工崖面には、高さ、勾配及び土質に応じ、擁壁設置等の安全措置を講ずる。

- 造成後は、違法開発行為の取締り、梅雨期や台風期の巡視強化及び注意の呼びかけを行う。

(3) 盛土による災害の防止

危険性のある盛土について、宅地造成及び特定盛土等規制法などの各法令に基づき、速やかに是正指導等を行う。

2 建築物の不燃化の推進 【都市政策課、文化財課、建築審査課、公園緑地課、道路課、消防本部】

(1) 防火、準防火地域の指定

建築物が密集し火災により多くの被害が生じるおそれのある地域においては、防火地域及び準防火地域の指定を行い、耐火建築物の建築の促進、建築物の不燃化の推進、木造の建築物等の外壁・軒裏等の防火構造化を図る。特に、商業地域及び近隣商業地域については、防火地域又は準防火地域の指定を積極的に実施し、都市の不燃化を促進する。

本市における防火地域、準防火地域の指定状況は次のとおり。

資料：都市政策課（令和6年10月1日現在）

	面積 (ha)	最終決定年月日
防火地域	—	(指定無し)
準防火地域	232.5	S49.8.1

(2) 建築物の不燃化

- 旧市街地を中心とする木造密集住宅地においては、拠点施設の整備、建物の不燃化・共同化の誘導等の個別事業を積み重ねて緩やかに町並みを整備する「段階的整備」を推進するとともに、区画整理事業等の「面的整備」の推進に努め、防災上の問題点の抜本的解消に努める。
- 防火・準防火地域以外の市街地において木造等の建築物の延焼による火災を防止するため、建築基準法第22条に基づく指定区域（耐火・準耐火建築物以外の建築物の屋根を不燃材料で造り、又は葺く必要等がある区域）の指定を行う。
- 建築物の新築や増改築の際に建築基準法に基づき防火対策の指導を行うとともに、大規模建築物や不特定多数の人が利用する建築物を中心とした既存建築物について、建築基準法及び防火基準適合表示制度等に基づき、防火上、避難上の各種改善指導を行う。

(3) 消火活動困難地域の解消

- 市街地の不燃化、各種面的整備等により道路・空地等を確保・拡充し、老朽木造住宅による密集市街地及び消火活動困難地域の解消に努める。
- 建築物の建て替え等の際に、建築基準法の接道要件を徹底し、交差部の隅切りせん除等の局部改良を行い、緊急車両通行のための最低限の道路幅員を確保する。

(4) 延焼遮断帯等の整備

広幅員の道路、公園等の延焼遮断帯の整備や空地等の確保により、火災の延焼防止を図る。

(5) 消防水利・防火水槽等の整備

消防力の基準等に照らし、消防施設等の充足状況を勘案するとともに、管路の耐震化や、市街地及び旧町村部における消防水利及び防火水槽（耐震性貯水槽）の整備を推進する。

なお、本市における消防水利等の整備状況は次のとおり。

資料：消防本部（令和6年4月1日現在）

	計	消火栓			防火水槽				その他				
		小計	公設	私設	小計	100m ³ 以上	40m ³ 以上 100m ³ 未満	20m ³ 以上 40m ³ 未満	小計	河川・溝等	海・湖	プール	濠・池等
旧市	2,793	2,175	2,143	32	349		325	24	269	85	21	12	151
鹿島町	303	220	215	5	36	1	26	9	47	25			22
島根町	171	84	84		52	1	49	2	35	15	14	1	5
美保関町	317	223	222	1	25		25		69	27	41		1
八雲町	207	119	116	3	29	1	25	3	59	44			15
玉湯町	217	149	143	6	48		32	16	20	9	1	2	8
宍道町	388	205	203	2	130	3	34	93	53	23	1		29
八束町	268	180	180		66		60	6	22	21			1
東出雲町	390	295	293	2	48		30	18	47	29		3	15
計	5,054	3,650	3,599	51	783	6	606	171	621	278	78	18	247

(6) その他の災害防止事業

- ・ 火災時の効果的な消防活動が可能になるように消防活動路の確保について検討する。
- ・ 都市公園や防災活動拠点施設の整備を進め、火災時の消防・避難・救護活動の円滑な実施を図る。

3 防災空間の確保 【建設総務課、道路課、都市政策課、文化財課、公園緑地課、河川課、住宅政策課、建築審査課、スポーツ課、上下水道局】

(1) 道路の整備

- ・ 多重性・代替性の確保が可能となるような災害に強い道路網の整備を計画的に推進する。
- ・ 避難所に通じる避難路については、沿道の安全化や道路拡幅等の整備を推進するとともに、避難場所への誘導標識等を整備する。

(2) 公園・緑地・空地等のオープンスペースの整備・確保

- ・ 中心市街地において、遊休地の活用によるポケットパークの整備等による都市公園・公共空間の計画的な配置・整備を積極的に推進する。
- ・ 郊外部において、災害時に避難先として防災上重要な役割を持つ農村公園の整備を推進する。
- ・ 必要に応じ、下水処理場等のオープンスペースを確保し、避難先としての機能を強化する。

本市における都市公園の現況及び緑地保全区域の指定状況は次のとおり。

資料：公園緑地課（令和6年4月1日現在）

区分	住区基幹公園			都市基幹公園		特殊公園			都市緑地	緑道	広場公園	墓園	特定地区公園	計	
	街区公園	近隣公園	地区公園	総合公園	運動公園	歴史公園	風致公園	植物公園							
開設	公園数	87	4	1	4	2	3	1	1	38	3	12	1	2	159
	面積(ha)	19.15	13.48	3.48	76.80	45.70	24.83	0.60	3.46	3.34	4.15	5.77	14.30	15.87	230.93

資料：公園緑地課（令和6年4月1日現在）

緑地保全区域の名称	所在地	面積(ha)	指定年月日
千手院	石橋町	0.94	S51.10.18
売布神社	和多見町	0.30	〃
山代神社	古志原六丁目	1.03	〃

緑地保全区域の名称	所在地	面積 (ha)	指定年月日
円成寺	幸町、栄町	2.18	S53.4.24 (S54.4.10変更)
万寿寺、桐岳寺	奥谷町、春日町、東奥谷町	6.21	S53.4.24
月照寺、清光院及び愛宕神社	外中原町	5.94	S54.4.10 (H26.3.28変更)
	計	16.60	

(3) 共同溝等の整備

電線等のライフライン施設を収容する共同溝等の整備を推進する。

(4) 都市防災構造化対策の推進

- 道路、公園、緑地、空地等の整備を推進し、市街地における防災空間を確保・拡充する。
- 安全で良好な市街地の形成に向け、住民等のまちづくり活動の活性化を図る。
- 住民との協働による災害危険度等調査、住民等のまちづくり活動の支援、道路・広場等の地区公共施設や防災まちづくり拠点施設等の整備、避難先・避難路周辺等の建築物の不燃化といった多様な市街地整備事業を重層的に実施し、都市の防災構造化対策を積極的に推進する。
- 災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努める。

4 工作物対策 【建設総務課、道路課、都市政策課、文化財課、公園緑地課、建築審査課、生徒指導推進室】

次の事項について、工作物等の安全化措置を講じる。

擁壁の安全化	<ul style="list-style-type: none"> ● 道路面に設置された擁壁について、適宜、道路防災点検等を実施し、その結果に基づき必要な補強・補修等の対策を講じる。 ● 宅地に擁壁を設置する場合には、引き続き建築基準法に基づく安全化指導を実施する。
ブロック塀等の安全化	<ul style="list-style-type: none"> ● 広報紙を活用し啓発を図るとともに、安全なブロック塀の構造、点検方法等について印刷物を作成し普及を図る。 ● 通学路、避難路及び避難場所等に重点を置き、市街地のブロック塀の実態調査を行い、ブロック塀の倒壊危険箇所の把握に努める。 ● ブロック塀を設置している住民に対して日頃から点検に努めるよう指導するとともに、危険なブロック塀に対しては造り替えや生け垣化を奨励する。
落下物の安全化	<ul style="list-style-type: none"> ● 3階以上の建築物に附属する屋外広告物や大型窓ガラス等に対する落下防止についての指導を行う。 ● 一般住宅に対し、比較的危険と思われる窓ガラスについて、飛散防止フィルムの活用等、安全対策についての提案を行う。 ● 建築物所有者等は、強風による屋根瓦の脱落・飛散防止等の対策を図る。
屋外広告物に対する規制	<p>建築基準法や松江市屋外広告物条例による掲出許可基準の遵守・徹底を図るとともに、危険性の高い市街地等に設置されているものについては、設置者に対する点検・指導を特に強める。</p>

第4節 建築物・公共土木施設災害の予防

災害時に避難、救護、その他応急活動の拠点となる防災基幹施設、都市・地域生活の根幹をなす電気、ガス、水道等のライフライン施設、道路・橋梁、鉄道等の交通施設、砂防、治山等のその他の公共土木施設並びに文教施設において、安全性を確保し、災害の防止対策を推進する。

1 防災基幹施設の安全化.....【資産経営課、健康推進課、こども家庭支援課、建築審査課、公共建築課、消防本部、教育総務課、生涯学習課、スポーツ課、上下水道局、ガス局、市立病院】

- 本庁、支所、消防・警察等の防災機関の施設、医療機関、学校、公民館等の防災基幹施設の安全化を図り、災害時における応急対策活動拠点としての機能を確保する。
- 本庁、支所及び医療機関等の施設については、災害時の停電に備え、バッテリー、無停電電源装置及び自家発電設備等の整備を図る。
- 地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定多数の者が利用する施設）、劇場・駅等不特定多数の者が利用する施設、要配慮者に関わる社会福祉施設、医療施設等については、浸水経路や浸水形態の把握等を行い、これらの結果を踏まえ、浸水等風水害に対する安全性の確保に特に配慮する。

2 各種データの整備保全.....【関係各課】

復興の円滑化のため、あらかじめ各種データ（戸籍、住民基本台帳、不動産登記、地籍、公共施設、地下埋設物等情報及び測量図面等のデータの整備保存並びにバックアップ体制の整備）の整備保全を図る。

3 治水施設等の安全対策.....【農林基盤整備課、水産振興課、河川課】

河川管理者、海岸管理者、農業用排水施設管理者等は、ダム、せき、水門、ポンプ場等の適切な操作を行うためのマニュアルの作成、人材の養成を行う。

4 まちの不燃化.....【建築審査課、公共建築課】

(1) 防災指導等による不燃化、安全化の促進

次に示すとおり、一般建築物の不燃化、安全化等を推進する。

一般建築物に対する防災指導	
建築確認審査による指導・誘導	建築基準法等に基づく建築確認を通じて、建築物や敷地等が安全となるよう指導を行う。
災害危険区域内における防災指導及び建築制限	高潮、出水等による危険の著しい区域及び急傾斜地崩壊危険区域のうち急傾斜地の崩壊による危険の著しい区域を建築基準法第39条第1項の災害危険区域に指定し、区域内の既存建築物に対する防災指導、住居の用に供する建築物の建築制限を行う。
危険予想地域内建築物の安全措置の指導	崖崩れや浸水その他災害が予想される地域の建築物や敷地等について、安全性確保のための措置を講ずるよう指導する。
一般建築物に対する防災指導	
保安上危険な建築物に対する指導	保安上危険（崖上、崖下等）であり、又は衛生上有害である建築物に対し、適正な指導を行う。

違反建築物の取締り	違反建築、無届け建築等を摘発し、適正な指導を実施する。
都市建築物の環境整備等	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域地区の指定のない区域について、指定の促進を図る。 ● 道路位置指定、土地区画整理、共同建築等を指導、助長し宅地の計画的な環境整備を図る。 ● 建築基準法に基づく総合設計制度等の促進を図る。
老朽化した既存建築物に対する改修指導	
建築年次が古く、老朽化の進んだ既存建築物の安全性向上のため、改修等の指導を実施する。	
融資制度等の活用による不燃化等の促進	
<ul style="list-style-type: none"> ● 住宅金融支援機構の融資による準防火地域内の共同建替事業等へのまちづくり融資制度を活用し、耐火建築物の建設を促進する。 ● 特定優良賃貸住宅建設融資利子補給補助事業制度を活用し、民間賃貸住宅の耐火を促進する。 ● 密集地における老朽化した木造等の既設公営住宅について、建て替えを促進する。 	

(2) 市民等への意識啓発

次のとおり、市民に対する意識啓発を行う。

ア 建築物の不燃化等の必要性に関する啓発（老朽化した建築物について重点的に実施）

- 建築確認等を通じた、建築物の不燃化等の関係法令に関する普及啓発
- 既存建物の改修時における相談
- 印刷物の配布、防災講習会等の実施

イ 危険地域の住宅等の安全性確保に関する啓発

- 崖崩れや浸水等が予想される危険地域の建築物や敷地等の安全性確保のための措置
- 崖地に近接した既存不適格建築物のうち、急傾斜地崩壊防止工事等の対象にならない住宅の移転促進（助成による誘導措置等）

(3) 特殊建築物等の安全化

建築基準法第6条第1項第1号に規定される特殊建築物（劇場、映画館、展示場、百貨店等不特定の人が集まる施設、病院、学校、旅館・ホテル等多数の人が滞在する施設や自動車車庫等火災の危険性が高い施設等）について、次のとおり安全化推進のための対策を実施する。

- 特殊建築物の不燃化等の促進
- 所有者及び管理者による、敷地、構造及び設備の状況に関する定期的な調査・検査の実施
- 消防本部等の協力による、「建築物防災週間」における防火点検の実施
- 年間を通じたパトロールの実施による、建築基準法及び防火基準適合表示制度等に基づく防火上、避難上の各種改善等、建築物の安全確保に関する積極的な指導

5 ライフライン施設の安全化

(1) 電気施設……………【中国電力（株）、中国電力ネットワーク（株）】

ア 現況

本市には、島根原子力発電所のほか、送電線路、変電所、配電線路等の設備が整備されている。なお、本市は中国電力ネットワーク（株）と、災害時における相互応援協定を締結している。

→ **資料編** [資料 4-(2)-21]災害時における連絡体制及び協力体制に関する取扱い(中国電力ネットワーク(株))

イ 安全化対策

- 発電設備、送電設備等は、関連する法令、基準等を満たす設備となっているが、巡視・点検等を徹底し、被害の未然防止に努める。
- 専門知識の普及、印刷物の配布等を通じ、従業員の防災意識の高揚に努める。

- 年1回以上防災訓練を実施するとともに、市や県の実施する防災訓練に積極的に参加する。

(2) 都市ガス施設..... 【ガス局】

ア 現況

本市における都市ガス施設（ガス局）の現況は次のとおり。

資料：ガス局（平成6年10月1日現在）

事業所名	所在地	設備
松江市ガス局 LNGサテライト基地	平成町 182-42	LNG貯槽 150kl×2基、450kl×1基 LPG貯槽 15t×2基 天然ガス発生装置 2,400m ³ N/h×4基 LPGガス発生装置 150kg/h×4基 ガスホルダー 中圧球型 3,000m ³ ・0.97MPa×1基
施設の状況		
ガス製造施設		<ol style="list-style-type: none"> ガス事業法、高圧ガス保安法、消防法及び建築基準法等の諸法規並びに日本ガス協会技術基準に準拠している。 原料貯蔵設備、ガス製造設備等は、緊急遮断又は停止装置及び安全装置、消防設備等の保安設備を設けている。
供給施設	ガスホルダー	<ol style="list-style-type: none"> ガス事業法等の諸法規並びに基準に基づいて設計しているほか、遮断装置及び離隔距離を考慮している。 地震力を考慮した耐震構造となっている。
	ガス導管	<ol style="list-style-type: none"> ガス事業法、道路法等の諸法規に準拠して設計、施工している。 材料には鋼管、ポリエチレン管を使用している。 溶接・機械的接合・融着接合を行っており、従来工法による部分は順次計画的に入替を進めている。なお、最近は耐震性、耐食性に優れたポリエチレン管による融着接合が大半を占めている。 緊急遮断又は供給操作上の必要により、遮断弁を設置している。 事故処理のための緊急要員・車両及び緊急連絡体制を整えている。
通信設備		<ol style="list-style-type: none"> 有線では災害時優先電話に加入している。 無線については固定局、移動局があり供給区域をカバーしている。
巡視・点検		<ol style="list-style-type: none"> ガス事業法の規定に基づき定期検査、自主検査を行っている。 災害時に被害の受けやすい箇所を中心に点検を行っている。

イ 安全化対策

ガス局における安全化対策は次のとおり。

自主保安体制の構築	製造設備	<ol style="list-style-type: none"> 浸水のおそれのある設備には、防水壁、防水扉、排水ポンプ等の設置及び機器類・物品類の嵩上げによる流出防止措置等、必要な措置を講ずる。 風水害の被害を受けやすい箇所の補強又は固定を行うとともに、不必要なものは除去する。 風水害の発生が予想される場合は、あらかじめ定めるところにより巡回点検を行う。
	供給設備	風水害の発生が予想される場合は、あらかじめ定めた主要供給路線、橋梁架管及び浸水のおそれのある地下マンホール内の整圧器等の巡回点検を行う。
防災教育 防災訓練	松江市ガス事業防災計画に基づいて訓練を行う。なお、必要により関係機関の実施指導を受ける。	

(3) LPガス施設.....【島根県LPガス協会、LPガス販売事業者】

ア 現況

本市におけるLPガス関係施設の現況は次のとおり。

資料：島根県地域防災計画（令和3年4月1日現在）

	LPガス貯蔵設備（タンク）	オートガススタンド	LPガス消費プラント
箇所数	5	4	3

イ 安全化対策

LPガス施設における安全化対策は次のとおり。

自主保安体制の構築	<p>新規工事施工時及び定期的の調査・点検等の際、次の事項の整備を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 設備全般について、安全性が確保できるよう整備を推進する。 2 容器は、風等によって転倒しないように堅固で水平な基礎の上に設置し、転倒防止用のチェーンにより固定する。
防災教育 防災訓練	<ol style="list-style-type: none"> 1 防災訓練の実施や災害対応マニュアルの作成等ソフト面の充実を図る。 2 二次災害を防止するため、次のような啓発を行う（特に高齢者に配慮）。 <ul style="list-style-type: none"> ● 初期防災活動等について記したパンフレット等を配布する。 ● 災害時に異常を感じた場合は、販売事業者の点検を受けるよう指導する。 ● 災害時には火を消し、元栓・器具栓、容器のバルブを閉めるよう指導する。

(4) 上水道施設.....【上下水道局】

ア 現況

本市における上水道施設の現況は次のとおり。

資料：上下水道局（令和2年10月1日現在）

	水道事業名	主な事業区域	計画一日最大給水量（m ³ /日）
水道事業	松江市水道事業	旧市、鹿島町、玉湯町、東出雲町、島根町、美保関町、八雲町、八束町	70,200

資料：斐川宍道水道企業団（令和2年10月1日現在）

	水道事業名	主な事業区域	計画一日最大給水量（m ³ /日）
水道事業	斐川宍道水道企業団	宍道町（及び斐川町）	18,000*1

*1 斐川町における事業区域も含めた値。

イ 安全化対策

上水道施設における安全化対策は次のとおり。

自主保安体制の構築	<ol style="list-style-type: none"> 1 取水、浄水、配水施設等水道施設の重要構造物について、安全性の診断等により老朽度及び構造を把握し、安全性の低い施設の補強、増強等を行う。 2 送水管・配水管は大きな被害を受けるため、特に経年化した管路及び強度的に弱い石綿セメント管については、ダクタイル鋳鉄管等に取り替えるとともに、継ぎ手は伸縮性のある離脱防止型に取り替える。 3 情報伝送設備や遠隔監視・制御設備、自家発電設備等を整備する。 4 給水装置や受水槽の安全化を、水道利用者の協力により推進する。 5 配水池の容量は12時間分の配水量を貯留できるようにし、浄水施設や配水池等に緊急遮断弁を整備するよう努める。 6 避難所等の防災上重要な拠点の関係部局と連携して、緊急時用貯水槽や大口径配水管を整備することにより、貯水機能を強化する。 7 水道の広域化を促し、施設全体の機能の向上を目指す。
-----------	--

防災教育 防災訓練	各種研修会、講習会、有事を想定した模擬訓練等を通じて、災害時における判断力の養成、防災上の知識及び技術の向上を図る。
--------------	--

具体的な施策については、「第1次松江市上下水道事業経営計画（平成30年10月策定）」に基づき、取組んでいく。

(5) 下水道施設.....【上下水道局】

ア 現況

本市における下水道施設の現況は次のとおり。

資料：上下水道局（令和4年3月31日現在）

公共下水道施設

流域関連				
	整備区域面積 (ha)	処理区域人口 (人)	整備管渠延長 (km)	ポンプ場 (ヶ所)
旧市	3,508.2	127,571	704.6	6
玉湯町	266.5	7,009	67.0	—
八雲町	158.3	4,970	47.9	—
宍道町	332.5	5,738	61.2	—
東出雲町	427.9	14,879	107.9	—
計	4,693.4	160,167	988.6	6
特定環境保全公共下水道				
地区名	整備区域面積 (ha)	処理区域人口 (人)	整備管渠延長 (km)	現有処理能力 (m ³ /日最大)
鹿島町恵曇	165.1	4,799	64.7	2,150
島根町佐波	4.1	109	2.0	80
美保関町千酌	13.1	428	4.0	340
美保関町七類	26.0	726	8.8	570
美保関町森山	13.5	545	8.9	310
八束町江島	16.8	646	6.5	284
八束町遅江	16.2	454	4.7	218
八束町馬渡	8.7	201	3.3	123
計	263.5	7,908	102.9	4,075

農業集落排水施設

	箇所数	処理区域人口 (人)	地区名
旧市	7	8,993	古江、長江、秋鹿、本庄、大井、生馬、大野
鹿島町	1	75	一矢
島根町	3	1,031	野波、大芦、加賀別所
美保関町	2	478	万原・下宇部尾、管浦
宍道町	5	2,599	弘長寺、鏡、宍道中央、南城、中來待
八束町	4	2,413	入江、二子、寺津・亀尻、波入
東出雲町	1	500	意東
計	23	16,089	

漁業集落排水施設

	箇所数	処理区域人口 (人)	地区名
旧市	1	266	魚瀬
鹿島町	3	1,094	片匂、御津、手結
島根町	6	1,828	野井、大芦、沖泊、瀬崎、多古、加賀
美保関町	10	2,378	稲積・北浦、片江、美保関、笠浦、福浦、笹子、 惣津、雲津、諸喰、法田
計	20	5,566	

公設浄化槽

管理基数	水洗化人口 (人)	設置区域
891	2,381	旧市、鹿島町、美保関町、八雲町、玉湯町、島根町、 宍道町、八束町、東出雲町

イ 安全化対策

下水道施設における安全化対策は次のとおり。

自主保安体制の構築	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時の停電に備え、中継ポンプ場及び終末処理場に自家発電装置を備えるとともに、遠隔監視等管理体制の充実に努める。 2 定期的な整備、保守・点検を行う。 3 協定等に基づく相互応援体制を整備する。 4 災害時用の資機材を整備する。
防災教育 防災訓練	災害発生時に的確な防災対策が講じられるよう、防災部局と連携して、平時から教育・訓練を実施する。

具体的な施策については、「第1次松江市上下水道事業経営計画（平成30年10月策定）」に基づき、取組んでいく。

- (6) 電気通信施設……………【西日本電信電話（株）島根支店、NTTコミュニケーションズ（株）NTTドコモ中国支社島根支店、KDDI（株）、ソフトバンク（株）、楽天モバイル（株）】

ア 現況

本市における電気通信施設の防災設備の現況は次のとおり。

西日本電信電話（株） 島根支店	電気通信設備等の高信頼化（耐水、耐震、耐火構造化）を進めている。
NTTコミュニケーションズ（株）	
（株）NTTドコモ中国支社島根支店	<ul style="list-style-type: none"> ● 防火扉、防火シャッター、防水扉等を設置している。 ● 建物内の電話交換機、電送・無線及び電力等の機器に対し、倒壊損傷等を防止するための補強措置と、消火設備の設置を行っている。 ● 交換設備、電力設備等の局内設備に耐震対策を実施している。 ● 重要通信設備の設置されているビル等へ自家用発電機、蓄電池、自家用発電機等を常備している。 ● 可搬型マイクロエントランス及び移動基地局車を主要ビルに集中配備するとともに、車両へ衛星携帯電話等を常備している。
KDDI（株）	通信局舎及び通信設備の防災設計を行っており、主要設備については予備電源を設置している。また、通信設備の分散化、伝送路の多ルート化等を進めている。

ソフトバンク(株)	<ul style="list-style-type: none"> ● 停電対策として、予備電源や非常用発電設備の設置を進めている。 ● 主要伝送路の冗長化等の対策を実施している。
楽天モバイル(株)	<p>災害発生を未然に防止するため、次のとおり電気通信設備と、その附帯設備についてその重要性等を鑑み防災設計を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 豪雨、洪水、高潮または津波等のおそれがある地域にある電気通信設備等について、耐水構造化を行っている。 ● 暴風または豪雪のおそれのある地域にある電気通信設備等について、耐風または耐雪構造化を行っている。 ● 地震または火災に備えて、主要な電気通信設備等について、耐震または耐火構造化を行っている。

イ 安全化対策

現状の電気通信設備の更なる整備拡充を図るとともに、各事業者において、次に掲げる訓練を実施する。なお、県、市及び関係機関が実施する防災訓練にも積極的に参加する。

- (ア) 非常招集の訓練
- (イ) 災害気象情報（警報等）等の伝達訓練
- (ウ) 災害時における通信疎通確保の訓練
- (エ) 電気通信設備等の災害応急復旧訓練
- (オ) 消防及び水防の訓練
- (カ) 避難及び救助訓練
- (キ) 災害用伝言サービス等の運営

(7) 災害情報の収集・伝達体制の整備 【防災危機管理課、デジタル戦略課、各支所、消防本部】

- 災害によりライフラインに障害が発生した場合、被害事故の状況等に関する情報を迅速かつ正確に収集するため、無線等の伝達機器の整備を図るとともに、災害時に的確に使用できるよう使用方法等の習熟を図る。
- 通信が途絶している地域で、部隊や派遣職員等が活動する場合を想定し、衛星通信を活用したインターネット機器の整備、活用に努める。
- 通信輻輳時及び途絶時を想定した通信統制や、重要通信の確保及び非常通信を取り入れた実践的通信訓練を、定期的実施する。
- 避難者の安否確認等の手段として、指定避難所等に特設公衆電話回線の整備を推進する。

(8) 災害応急活動体制の整備 . . . 【防災危機管理課、各支所、ガス局、上下水道局、各ライフライン施設の管理者】

- 災害時の配備体制、登庁までの協議体制、災害対策本部室設営要領等を整備する。
- 応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに、定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図る。

(9) 資機材の整備 【防災危機管理課、各支所、ガス局、上下水道局、各ライフライン施設の管理者】

- 災害に備え、平常時から復旧用資材、工具、消耗品等の確保に努める。
- 資機材等の輸送計画を策定するとともに車両、船艇、ヘリコプター等の輸送力確保に努める。
- 資機材等の数量を常に把握しておくとともに、入念な整備点検を行う。
- 資機材等の規格の統一を推進するほか、他機関と災害対策用資機材の相互融通体制を整えておく。
- 公共用地等の中から災害対策用資機材等の仮置場の候補地を選定し、災害時における借用確保の円滑化を図る。

- (10) 防災知識の普及・啓発……【防災危機管理課、各支所、ガス局、上下水道局、各ライフライン施設の管理者】
防災訓練や広報紙の活用等様々な方法・機会を通じ、防災知識の普及・啓発に努める。

6 交通施設の安全化

- (1) 道路施設……………【建設総務課、道路課】

ア 現況

本市における道路の整備状況は次のとおり。資料：建設総務課（令和6年4月1日現在）

区分		実延長 (km)	舗装済延長 (km)	舗装率 (%)	改良済延長 (km)	改良率 (%)
国道（国土交通省管理分）		48.4	48.4	100.0	—	—
国道（県管理分）		66.2	66.2	100.0	—	—
県道		254.5	244.5	96.1	—	—
市道		2,009.1	1,782.5	88.7	1,325.4	66.0
（内訳）	1級路線	167.8	167.7	99.9	163.1	97.2
	2級路線	229.0	219.4	95.8	185.7	81.1
	その他	1,612.2	1,395.5	86.6	976.5	60.6

※国道（県管理分）及び県道は令和5年4月1日現在の数値

イ 安全化対策

- 災害時における円滑な交通を確保するため、狭あい区間等の整備を行う。
- 落石等による通行危険箇所について日常点検を実施するとともに、緊急性の高い箇所から順次法面防護施設等の整備を行い、危険箇所の解消を図る。
- 橋梁等の道路構造物について点検を行い、構造上及び地盤上、安全性に問題のある施設については、順次補強を行い安全性の確保を図る。
- 所管するトンネルの安全点検調査を実施し、必要な箇所については、補強対策工事を行う。

- (2) 鉄道施設……………【西日本旅客鉄道（株）、一畑電車（株）】

ア 現況

本市においては、国道9号に沿ってJR山陰本線が、また、宍道湖北岸の国道431号に沿って一畑電車北松江線があり、線路・駅施設のほか、電気・保安設備等が沿線に設置されている。

イ 安全化対策

それぞれの鉄道事業者において重点的に実施する安全化対策は次のとおり。

西日本旅客鉄道（株） 山陰支社	<ul style="list-style-type: none"> ● 線路建造物についての定期検査の実施、災害警備発令基準、非常招集計画及び線路巡回計画の策定等の防災予防対策を講ずる。 ● 社内及び外部との連絡のため、通信設備、各種警報装置を整備する。 ● 講習会の開催、防災訓練の実施等、必要な教育及び訓練を実施する。 ● 災害復旧に必要な人員、資機材の確保を図るため、必要な計画の策定、資機材備蓄場所の機能保持に努める。
一畑電車（株）	<ul style="list-style-type: none"> ● 駅舎及び諸施設の改良を推進する。 ● 日常の巡回検査と、年1回の各構造物等の点検を実施記録する。 ● 新設改良構造物の耐震強化を更に推進する。

- (3) 港湾・漁港施設……………【水産振興課】

ア 現況

市域に所在する港湾・漁港の概況は次のとおり

資料：県港湾空港課、県漁港漁場整備課（令和2年10月1日現在）

	港湾			漁港		
	県管理	市管理	56条港湾	県管理		市管理
	地方港湾	地方港湾		第3種	第2種	第1種
旧市	1	1	5			2
鹿島町				1	1	
島根町		1			2	5
美保関町	1	10			2	3
玉湯町			1			
八束町		4				1
東出雲町		2				
計	2	18	6	1	5	11

イ 安全化対策

- 必要に応じて防災点検及び補強工事等を施工する。
- 漁港区域施設の防護と漁船の擁護を目的として、防波堤や護岸等の工事を行う。
- 高波・高潮等から漁船等の安全を確保するため、泊地の浚渫、船揚げ場の建設等を行う。

7 文教施設の安全化

学校・教育施設等*において、次のとおり安全化対策を実施する。

*本計画では、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び特別支援学校を「学校」、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校及び社会教育施設を「学校・教育施設等」と定義する。

(1) 学校・教育施設等の防災体制 【こども政策課、保育所幼稚園課、子育て給付課、教育総務課、学校管理課、学校教育課、スポーツ課】

ア 学校・教育施設等における防災対策の整備

- 平素から防災に関する計画を立て、防災体制を整備しておく。特に、地域の実状等に応じ、教職員の参集体制、初動体制、避難所の運営に係る体制等について考慮する。
- 学校・教育施設等の建築年等を考慮し、年次的に耐震診断及び耐震改修等を行い、安全化を図るとともに、避難所としての防災機能が発揮できるよう、必要な整備を行う。
- 災害時における文房具及び通学用品の調達について、業者等との間で協定の締結に努める。

イ 発災時間と応急対策との関連

被害の影響が登下校時間、在校時間（授業中、休憩時間、放課後等）、あるいは夜間・休日等となる場合も考えられるため、それぞれのケースに対応し得るよう、各学校、各施設、地域ごとに発災時間帯別の対応マニュアル、連絡体制等を整備するとともに、訓練の充実に努める。

ウ 被災時の避難所としての役割への対応

- 学校・教育施設等は災害時の避難所として指定されている場合が多いため、避難所としての設備機能の充実に図り、避難所としての運営方法や教職員の役割分担を明確にしておく。
- 休日や夜間等の管理は無人化していること等を考慮し、鍵の管理や受渡し方法等について事前に学校・教育施設等と所管課との間で定めておくとともに、毎年度変更等の状況を確認する。

(2) 文化財の保護 【文化振興課、文化財課、埋蔵文化財調査課、松江城・史料調査課、松江歴史館】

- 国・県・市指定建造物及び登録有形文化財等の歴史的建造物は、建造物自体が老朽化しているものが多いので、計画的に修理を推進する。また、必要に応じて耐震補強を実施する。

- 石垣、墓所等の被災しやすい史跡については、日常的な管理の徹底と計画的な整備を行う。
- 樹木等の災害に弱い天然記念物については、日常的な管理やパトロールの実施に努める。
- 古文書等の貴重な資料については、その所在を計画的に調査し、災害等に対応できるよう記録を作成する。
- 映像及び写真等を用いて、災害前の文化財の状況を詳細に記録しておく。

第5節 農林漁業施設災害の予防

農林水産物や農林漁業関連施設の被害を防止するために必要な対策を実施する。

1 農業施設災害の防止対策……………【農林基盤整備課】

(1) 農業用ため池

ア 現況

市域には老朽化した農業用のため池が多く、決壊等により下流の農家、農産物、人畜、家屋及びその他の公共施設に被害を及ぼすおそれがある。

イ 対策

- 農業用ため池は、決壊した場合下流に与える影響が大きいため、「大雨特別警報時の農業用ため池緊急点検要領」及び「ため池管理マニュアル」を参考に、適正な管理をため池管理者に対し指導する。
- 老朽化し、安全性に不安のある農業用ため池については、補強や統廃合など、抜本的な改修や減災対策を行い適切な維持管理に努める。
- 決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池は、「防災重点農業用ため池」として特に監視・点検に取り組む。また、ハザードマップ等を作成し、ため池が決壊した場合に想定される災害危険性等に関する情報を関係地域の住民に周知する。

→ **資料編** [資料1-4]「防災重点」ため池一覧表

(2) 農業用水利施設（頭首工、樋門、揚排水機場、水路等）

ア 現況

市域には老朽化した農業用水利施設があり、豪雨時に機能低下または突発的な機能不全によって農作物、家屋及び公共施設に被害を及ぼすおそれがある。

イ 対策

施設の機能診断調査、評価、劣化予測、コスト算出・比較などを行い、農業用水利施設の計画的・効率的な機能保全を図る。

毎年、出水期前には施設の点検を行い、豪雨時の稼働に備える。

(3) 風害予防

- 時期的、各作物別の細部技術的な面についての予防措置並びに対策を平素より指導する。
- 恒久的な対策として、防風林、防風垣、灌漑移設等の設置及び補強整備について指導を行う。

2 漁業施設災害の防止対策……………【水産振興課】

(1) 漁港

- 必要に応じて防災点検及び補強工事等を施工する。
- 漁港区域施設の防護と漁船の擁護を目的として、防波堤や護岸等の工事を行う。
- 高波・高潮等から漁船等の安全を確保するため、泊地の浚渫、船揚げ場の建設等を行う。

(2) 陸揚げ施設等

荷さばき施設等漁業関連の陸揚げ施設は、漁港・港湾地区に集中しており、高潮や津波等による被害が発生するおそれがあるため、災害を受けやすい状態にある施設の防災対策を実施する。

(3) 漁場等

磯根資源を対象とした天然及び人工の漁場等は浅海域にあり、汚濁水や土砂等の流入や波浪による被害が発生するおそれがあるため、防災を考慮した整備を図る。

(4) 漁船

- 漁業協同組合は、台風情報等によりあらかじめ危険が察知されるときは、船舶の所有者等に対し、出航を見合わせる等の措置を徹底する。
- 出漁中の漁船に対する無線等による災害情報の緊急連絡体制を整備する。

第6節 防災活動体制の整備

災害時の効果的な応急対策を迅速に実施できるよう、市及び関係機関の防災組織及び防災体制を整備する。防災組織及び防災体制の整備に際しては、各々の組織の特性を踏まえ、災害時の迅速な初動（警戒）体制を確立できるようにしておく必要がある。

また、新型コロナウイルス感染症流行時の経験も踏まえ、災害対応等に当たる職員の感染症対策を徹底する。

1 災害対策本部体制の整備……………【防災危機管理課、人事課、人権男女共同参画課ほか関係各課】

(1) 初動体制の整備

ア 動員計画の策定

災害時における職員の動員計画を定める。なお、動員の系統及び時系列順の連絡方法等について、可能な限り具体的に計画する。

イ 非常参集体制の整備

- 非常参集体制を明確にし、職員の安全確保に十分に配慮した災害実情に応じた職員の動員体制の整備を図る。
- 携帯電話のメール機能等のデジタル技術を活用した連絡・参集手段等の整備を図る。
- 交通の途絶、職員又は職員の家族等の被災等により職員の動員が困難な場合等を想定した参集訓練等の実施に努める。
- 災害対応に関する知識を有する職員の有効活用を図る。

ウ 活動マニュアル等の運用

災害対策本部の各班が実施すべき活動内容等を具体的に記した活動マニュアルを職員に周知するとともに、定期的に訓練を行うよう努める。

また、男女共同参画の視点から、災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行い、平常時及び災害時における役割について、明確化しておくよう努める。

(2) 勤務時間外の協議体制の整備

勤務時間外に大規模な災害が発生した場合、本部長等の幹部職員の登庁を待つことなく必要な意思決定と迅速・確実な連絡を行うことのできる体制の整備に努める。

(3) 災害対策本部室等の整備における留意事項

以下の点に留意し、対策本部室等の整備を行う。

- ア 災害対策本部室・本部事務室の整備、本部室の運営体制の整備
- イ 災害時に備えた非常電源・再生可能エネルギー等の代替エネルギーシステムや電動車の活用を含めた自家発電設備の確保及び浸水等に対する安全の確保
- ウ 電話の余裕回線の確保及び非常用電話回線の増強、衛星携帯電話、衛星通信、インターネット、メール、IP無線機等多様な通信手段の整備
- エ 災害対策本部等防災基幹施設の通信、電力等の優先復旧体制の整備
- オ 応急対策用地図及びデータ等の配備
- カ 交替勤務者用の仮眠室等の整備
- キ 感染症対策の徹底

2 広域応援協力体制の整備……【防災危機管理課、政策企画課、人事課、上下水道局、ガス局、消防本部】

(1) 他の市町村・消防本部間の相互協力体制の整備

- 島根県内の市町村により締結された「災害時の相互応援に関する協定書」の内容に基づく相互応援体制の整備を推進する。
 - 災害時に市のみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣、廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、近隣の市町村に加え遠方の市町村との間で、大規模災害に備えた相互応援協定を締結し、連絡体制を構築するなど実効性の確保に努める。
- **資料編**
- [資料 4-(1)- 1] 災害時の相互応援に関する協定書（島根県・島根県内市町村）
 - [資料 4-(1)- 2] 中国・四国地区都市防災連絡協議会災害時相互応援協定
 - [資料 4-(1)- 3] 中国・四国地区都市防災連絡協議会災害時相互応援協定実施細目
 - [資料 4-(1)- 4] 中海・宍道湖・大山圏域災害時相互応援協定書（出雲市・安来市・米子市・境港市・鳥取県西部町村会）
 - [資料 4-(1)- 5] 地震等災害時の相互応援に関する協定（国際特別都市建設連盟）
 - [資料 4-(1)- 6] 全国原子力発電所所在市町村協議会災害相互応援に関する要綱
 - [資料 4-(1)- 7] 全国原子力発電所所在市町村協議会災害相互応援に関する実施要領
 - [資料 4-(1)- 8] 日本水道協会中国四国地方支部相互応援対策要綱
 - [資料 4-(1)- 9] 山陰三市水道局災害相互援助に関する協定書（鳥取市・米子市）
 - [資料 4-(1)-10] 山陰都市連携協議会危機事象発生時における相互応援に関する協定
 - [資料 4-(1)-11] 災害時における相互応援に関する協定書（福山市）
 - [資料 4-(1)-12] 災害時における相互応援に関する協定書（珠洲市）
 - [資料 4-(1)-13] 災害時における相互応援に関する協定書（宝塚市）
 - [資料 4-(1)-14] 災害時における相互応援に関する協定書（尾道市）
 - [資料 4-(1)-15] 災害時の相互応援に関する協定書（中海・宍道湖・大山圏域、備後圏域連絡協議会）
 - [資料 4-(1)-16] 災害時における相互応援に関する協定（大口町）
 - [資料 4-(1)-17] 災害時等における火葬施設の相互応援に関する協定書（出雲市・安来市・鳥取県西部広域行政管理組合・玉井斎場管理組合）
 - [資料 4-(1)-18] 災害時における相互応援に関する協定書（福山市、尾道市）
 - [資料 4-(1)-19] 中核市災害相互応援協定
 - [資料 4-(3)- 1] 島根県防災ヘリコプター応援協定
 - [資料 4-(3)- 2] 消防・救急相互応援協定の締結状況

(2) 応援・受援体制の整備

災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に県や他の市町村及び防災関係機関等から応援を受けることができるよう、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配備体制や資器材等の集積・輸送体制等の整備に努める。

国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整などを行うための受援体制の整備に努めるものとする。特に、庁内全体及び各業務担当部局における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行うものとする。その際、感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮するものとする。また、応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、応援職員等に対して紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努めるものとする。

(3) 自衛隊との連携体制の整備

- 各々の計画の調整を図るとともに協力関係について定めておくなど、平常時から連携体制の強化を図る。その際、自衛隊への情報連絡体制の充実、共同防災訓練の実施等に努める。
- 自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決め、連絡先を徹底する等必要な準備を整えておく。
- どのような状況において、どのような分野（救急、救助、応急医療、緊急輸送等）で派遣要請を行うのか、平常時よりその想定を行うとともに、自衛隊に書面にて連絡しておく。
- 円滑に自衛隊の災害派遣を受けることができるよう、地域防災計画等に受援計画を位置付けるよう努め、自衛隊の作業が他の災害救助・復旧機関と競合又は重複することのないよう役割分担・連絡調整体制、派遣部隊の活動拠点、宿泊施設又は野営施設、使用資器材等について必要な準備

を県とともに整える。

(4) 関係機関・民間団体等との連携体制の整備

- 指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、その他の防災関係機関、民間団体等との間において、応援協定の締結、災害時連絡体制の構築等に努め、平常時より連携を強化する。
- フリーベンド（商品の無償提供）機能のついた「災害対策用自動販売機」の導入設置に向け、関係業者及び団体との間で協定締結に努める。
- 個別の事業所の持つ能力を地域の重要な防災力と考え、人的・物的な防災協力活動により被害の軽減や地域の防災力の強化を図ることのできる制度の構築に努める。
- 災害時において食料を円滑に確保・供給するため、関係業者及び団体との間で協定締結に努めるほか、連絡体制を構築するなど実効性の確保に努める。

- **資料編** [資料 4-(2)-1] 災害時における情報交換に関する協定書（国土交通省中国地方整備局）
- [資料 4-(2)-2] 防災対策協力に関わる協定書（松江地方気象台）
- [資料 4-(2)-3] 災害発生時における生活関連物資の確保に関する協定（松江商工会議所）
- [資料 4-(2)-4] 災害発生時における生活関連物資の確保に関する協定（JAしまねほか）
- [資料 4-(2)-5] 災害時における生活関連物資の確保に関する協定（まつえ北商工会）
- [資料 4-(2)-6] 災害時における生活関連物資の確保に関する協定（まつえ南商工会）
- [資料 4-(2)-7] 災害時における生活関連物資の確保に関する協定（東出雲町商工会）
- [資料 4-(2)-8] 災害時における応急支援活動に関する協定書（宍道湖漁業協同組合）
- [資料 4-(2)-9] 災害時における応急支援活動に関する協定書（中海漁業協同組合）
- [資料 4-(2)-10] 災害時における応急対策業務に関する協定書（（一社）松江建設業協会）
- [資料 4-(2)-11] 災害時における応急対策業務に関する協定書（松江市建設業連合協議会）
- [資料 4-(2)-12] 災害時における応急対策業務に関する協定書（松江南建設業協会）
- [資料 4-(2)-13] 災害時における応急対策業務に関する協定書（松江北建設業連絡協議会）
- [資料 4-(2)-15] 災害時における応急対策業務に関する協定書（松江八束清掃協同組合ほか）
- [資料 4-(2)-16] 災害時における応援業務に関する協定書（松江市測量設計協会）
- [資料 4-(2)-17] 災害時における葬祭用品等の供給等に関する協定（（一社）全日本冠婚葬祭相互協会）
- [資料 4-(2)-18] 災害時における葬祭用品等の供給等に関する協定（（株）博愛社ほか）
- [資料 4-(2)-19] 災害時における水道施設の応急復旧に関する協定書（市内51社）
- [資料 4-(2)-20] 災害時におけるガス施設の応急復旧に関する協定書（市内5社）
- [資料 4-(2)-21] 災害時における連絡体制及び協力体制に関する取扱い（中国電力ネットワーク（株））
- [資料 4-(2)-22] 災害発生時における電気設備等の復旧に関する協定書（島根県電気工事工業組合松江支部）
- [資料 4-(2)-23] 非常事態における相互応援協定書（米子ガス（株）、出雲ガス（株））
- [資料 4-(2)-24] 災害情報放送の実施に関する協定書（山陰ケーブルビジョン（株））
- [資料 4-(2)-25] 災害情報放送の実施に関する協定書に基づく覚書（山陰ケーブルビジョン（株））
- [資料 4-(2)-26] 災害時における資機材リースの協力に関する協定（（一社）日本建設機械レンタル協会中国支部山陰部会）
- [資料 4-(2)-27] 災害時における石油類燃料の供給及び帰宅困難者支援に関する協定（島根県石油協同組合松江支部）
- [資料 4-(2)-28] 災害時における飲料水の提供に関する協定書（（株）伊藤園）
- [資料 4-(2)-29] 特設公衆電話の設置・利用に関する協定書（西日本電信電話（株）島根支店）
- [資料 4-(2)-30] 災害時における応急生活物資供給等支援協力に関する協定書（生活協同組合しまね）
- [資料 4-(2)-31] 災害時等における緊急用LPガスの調達に関する協定書（（一社）島根県LPガス協会ほか）
- [資料 4-(2)-32] 災害時における福祉専門職の派遣協力等に関する協定書（しまね災害福祉広域支援ネットワーク）
- [資料 4-(2)-33] 一時滞在施設への帰宅困難者の受入に関する協定書（（株）島根銀行）
- [資料 4-(2)-34] 災害時における水道施設の復旧応援に関する協定書（松江管工事事業協同組合）
- [資料 4-(2)-35] 災害時における松江市と松江市内郵便局の協力に関する協定（日本郵便（株））
- [資料 4-(2)-36] 松江市・地方共同法人日本下水道事業団災害支援協定（地方共同法人日本下水道事業団）
- [資料 4-(2)-37] 農業集落排水施設災害対策に関する協定（（一社）地域環境資源センター）
- [資料 4-(2)-38] 漁業集落排水施設の災害時復旧支援に関する協定（（一社）水産土木建設技術センター）
- [資料 4-(2)-39] 災害時における燃料供給に関する協定書（安達石油（株））
- [資料 4-(2)-40] 災害時における医療ガス等の供給に関する協定書（山陰酸素工業（株））
- [資料 4-(2)-41] 災害時における応急生活物資供給等支援協力に関する協定書（協同組合 松江流通センター）
- [資料 4-(2)-42] 松江合同庁舎への帰宅困難者に関する協定書（財務省中国財務局松江財務事務所）
- [資料 4-(2)-43] 松江市・松江圏域老人福祉施設協議会包括連携協定書（松江圏域老人福祉施設協議会）
- [資料 4-(2)-44] 災害時における物資供給に関する協定書（（株）ナフコ）

- [資料 4-(2)-45] 災害時における被災者に対する応急活動協力に関する協定書（イオンリテール（株））
- [資料 4-(2)-46] 災害に係る情報発信等に関する協定（ヤフー（株））
- [資料 4-(2)-47] 災害時における情報発信及び防災啓発に関する協定書（（株）エフエム山陰、（株）山陰放送）
- [資料 4-(2)-48] 災害時における施設等の利用に関する協定書（国立高等専門学校機構松江工業高等専門学校）
- [資料 4-(2)-49] 災害時における行政書士相談業務に関する協定書（島根県行政書士会）
- [資料 4-(2)-50] 災害時における宿泊施設の提供等に関する協定書（松江旅館ホテル組合）
- [資料 4-(2)-51] 災害救助物資の調達に関する協定（株）ジュンテンドー）
- [資料 4-(2)-52] 一時滞在施設への帰宅困難者の受入に関する協定書（しまね信用金庫）
- [資料 4-(2)-53] 災害時における資機材（避難所運営・応急対応用）レンタルの協力に関する協定（（一社）日本建設機械レンタル協会 中国支部山陰地区部会
- [資料 4-(2)-54] 災害時における LP ガス発電機を使用した電源供給に関する協定（山陰酸素工業（株））
- [資料 4-(2)-55] 指定福祉避難所の指定及び使用に関する協定書（（福）千鳥福祉会）
- [資料 4-(2)-56] 災害時における避難所運営及び応急対応用資機材レンタルの協力に関する協定（（株）アクトィオ中国支店 松江営業所）
- [資料 4-(2)-57] 災害時における避難所運営及び応急対応用資機材レンタルの協力に関する協定（太陽建機レンタル（株））
- [資料 4-(2)-58] 災害時における避難所運営及び応急対応用資機材レンタルの協力に関する協定（日立建機日本（株）中国・四国支社 西中国支店）
- [資料 4-(2)-64] 災害時ペット同行避難の支援活動に関する協定書（学校法人坪内学園専門学校坪内総合ビジネスカレッジ）
- [資料 4-(2)-65] 災害時ペット同伴指定福祉避難所の使用に関する協定書（学校法人坪内学園専門学校坪内総合ビジネスカレッジ）
- [資料 4-(2)-66] 災害時における飲料水等の優先供給に関する協定（（株）TAMAYA）
- [資料 4-(2)-67] 松江市の防災力向上にかかる相互協力に関する協定書（損害保険ジャパン（株）山陰支店）

3 災害救助法等の運用体制の整備……………【生活福祉課】

(1) 災害救助法等の運用への習熟

- 災害救助法に基づく災害救助の基準や運用要領に習熟し、それに対応した体制を整備する。
- 災害救助法の実務に関する必要な資料を準備しておく。

(2) 運用マニュアルの整備

災害救助法等の適用申請から適用を受けた後の運用方法に関するマニュアルを、県の指導及び他の適用事例等を参考に作成する。

4 複合災害体制の整備……………【防災危機管理課ほか関係各課】

- 災害対応にあたる要員、資機材の投入等においては、複合災害（同時又は連続して複数の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）の発生可能性を認識し、複合災害の発生時及び後発災害の発生が懸念される場合には、状況を見極め適切な配分を考慮した投入判断ができるよう備えておく。
- 様々な複合災害を想定した机上訓練を実施するとともに、発生可能性が高い複合災害を想定した職員の参集等の実働訓練を実施する。

5 罹災証明書の発行体制の整備……………【固定資産税課、消防本部】

災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査の担当者の育成、他の地域公共団体や民間団体との応援協定の締結等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。

第7節 情報管理・広報体制の整備

災害時及び災害が発生するおそれがある場合に、関連する情報を迅速に収集・整理し、市民等に対して的確な広報を実施することにより、被害を未然に防ぐとともに減災に向けた最善の対応が行える体制を整備する。

1 国・県・防災関係機関等との通信施設の整備...【防災危機管理課、デジタル戦略課、消防本部】

(1) IP 無線機

- 市内全域整備した IP 無線機を災害時に十分活用するため、防災関係機関、支所、公民館、学校及び消防団等との通信訓練を定期的実施し、操作方法の習熟に努める。
- 市内の施設等における無線機の配備については、状況に応じ適宜対応する。
→ **資料編** [資料 2-6] 松江市 IP 無線機 端末・グループ一覧

(2) 県防災行政無線

県の防災行政無線を活用し、県から気象情報・災害情報等を受信するほか、県、県内各市町村及び防災関係機関との連絡体制を構築する。

(3) 非常通信

通信事業者一般回線や防災行政無線等が使用できない場合には、電波法の規定に基づき、中国地方非常通信協議会の協力を得て、他機関の有線・無線通信施設を利用した非常通信を行うことができる。

(4) 地域衛星通信ネットワークシステム

無線機能の補完と伝送路の二重化を図る目的で、(一財)自治体衛星通信機構が通信衛星を利用して提供する通信サービスを用いて、国、都道府県、市町村及び防災関係機関相互間に整備されている衛星通信ネットワークシステムを活用した通信体制を構築する。

(5) 全国瞬時警報システム (J-ALERT)

国からの緊急情報を瞬時に受信できる J-ALERT を活用し、防災行政無線 (同報系) を自動起動して市民へ迅速に情報を伝達する。

(6) 災害情報共有システム (L-ALERT)

地方公共団体・ライフライン事業者から発信される災害関連情報等を集約し、放送局・アプリ事業者等の多様なメディアに迅速に情報伝達を行うことで、市民へ迅速に情報を伝達する。

2 市民への広報手段の整備【防災危機管理課、広報課、デジタル戦略課、市民生活相談課、各支所、消防本部】

(1) 防災行政無線 (同報系)

- 市内全域に整備した防災行政無線 (同報系) を、災害情報伝達の根幹手段として活用する。
- システム整備は、屋外拡声子局 (屋外スピーカー) の設置を中心とするが、集会所、社会福祉施設、障がい者宅等には、必要に応じて屋内戸別受信機を無償貸与する。
→ **資料編** [資料 2-7] 松江市防災行政無線 (デジタル同報系) 設置状況

(2) 行政情報住民告知システム屋内告知端末 (おしらせ君)

山陰ケーブルビジョン(株)が運営する行政情報住民告知システム屋内告知端末 (おしらせ君) を活

用し、屋内向けの情報伝達の充実を図る。

(3) 防災メール

防災メールの登録の普及拡大を図り、携帯電話を活用した文字情報による情報伝達の充実を図る。

(4) 公式LINE

市公式LINEを活用し、不特定多数の市民及び観光客等への情報伝達の充実を図る。

(5) 緊急速報メール

緊急情報を携帯電話へ配信する緊急速報メールを活用し、不特定多数の市民及び観光客等への情報伝達の充実を図る。

(6) 防災情報X（エックス）

防災情報X（エックス）を活用し、不特定多数の市民及び観光客等への情報伝達の充実を図る。

(7) Yahoo!防災速報

災害時等における情報発信の協定を締結しているヤフー(株)が提供するYahoo!防災速報を活用し、不特定多数の市民及び観光客等への情報伝達の充実を図る。

(8) ホームページ

市ホームページ「防災情報」を活用し、災害情報、気象情報等の掲載内容の充実を図る。

(9) 自治会FAX

町内会・自治会連合会長宅に設置されているFAXを活用し、各地域への情報伝達の充実を図る。

(10) 広報車

市民に対するきめ細かな災害広報を実施するため、広報車両の配備の充実に努める。

(11) ケーブルテレビ放送事業者との連携

災害情報放送の実施に関する協定を締結している山陰ケーブルビジョン(株)のケーブルテレビ放送を活用し、データ放送及び映像による情報伝達の充実を図る。

(12) 報道機関との連携

災害時に県を通じて行う報道機関への放送要請の手続について、事前に確認を行うほか、各報道機関との連携体制の強化を図る。

→ **資料編** [資料4-(2)-47] 災害時における情報発信及び防災啓発に関する協定書（(株)エフエム山陰他）

3 気象等の特別警報、警報、注意報及び情報等伝達体制の整備..【防災危機管理課、消防本部】

(1) 関係機関との連携

県及び報道機関等と相互に協力し、風水害に関する気象等の特別警報、警報、注意報及び情報等の伝達徹底について必要がある場合、あらかじめ協定（災害対策基本法第57条）を締結し、その円滑化を図る。

(2) 非常無線通信の利用

非常無線通信の利用（電波法第 52 条、災害対策基本法第 57 条）に備え、必要な体制を整備する。

4 防災センター（災害対策本部室）の運用……………【防災危機管理課】

(1) 防災センターの位置づけ

防災センターは、災害情報の把握及び応急対策の意思決定を中心に、災害対応の中核として機能する施設であり、平素から活用方法の習熟に努める。

(2) 防災センターの機能

ア 災害対策本部機能

- 災害対策活動の検討、決定、指示、命令を行う。
- 災害対策本部事務局（機能班を含む）の活動拠点とする。
- 庁内各部局及び現地対策本部との連絡拠点とする。
- 自衛隊、海上保安部、ライフライン関係機関等、防災関係機関との連絡拠点とする。

イ 情報収集機能

- 市民及び防災関係機関からの災害発生情報の受付拠点とする。
- 津波監視カメラ、河川監視カメラ、情報共有システム及びテレビ報道等による現場映像及び報道内容を受信する。

→ **資料編** [資料 2-8-1]津波監視カメラ一覧表
[資料 2-8-2]河川監視カメラ一覧表

ウ 情報伝達機能

- 市民及び防災関係機関への災害発生伝達の発信拠点とする。

5 情報共有システムの運用体制の整備……………【防災危機管理課、消防本部】

(1) 島根県総合防災情報システム

島根県総合防災情報システムは、県内の各種観測情報や災害情報を収集し、市町村及び関係機関へ的確に伝達することのできるシステムであり、大規模災害が発生した際の災害情報の一元化、データベース化により、迅速な情報の把握やアラート、緊急速報メールを利用した効率的な情報発信が可能となっている。同システムの訓練や研修のメニューを活用して関係職員の操作の習熟を図るとともに、松江市の人口及び世帯数、避難所に増減等の変更が生じた場合は随時更新を行い、災害時に円滑な運用できるよう備える。

(2) 松江市災害情報共有システム

松江市災害情報共有システムは、災害対応のために行う情報の収集・分析及び災害対策本部内での情報共有を迅速かつ効果的なものにし、対応方針・対応措置の意思決定の支援を行うこと等を目的とするシステムである。従来システムの効率化を図るため、関係職員の操作訓練を定期的実施し操作の習熟を図り、災害時に円滑な運用ができるよう備える。

6 多様な通信手段の確保……………【防災危機管理課、デジタル戦略課】

- 音声及び映像による通信の多重化・多様化を図るため、衛星携帯電話、津波監視カメラ、テレビ会議システム等の通信設備の整備に努める。
- 住民への広報手段の多重化・多様化を図るため、携帯電話、ソーシャルメディア、ワンセグ放送、Free Wi-Fi 等を活用した広報手段の充実に努める。
- 障がい者（視覚・聴覚）、高齢者、観光客及び外国人等に十分配慮した広報手段の整備及び広報内

容の充実に努める。

- 在宅の避難者、応急仮設住宅として供用される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても、確実に情報が伝達できる体制の整備に努める。
- 孤立予想集落に配備している衛星携帯電話を十分に活用するため、集落との通信訓練を定期的に行い、操作方法の習熟に努める。
- 地区災害対策本部、自主防災組織、消防団等を通じて、地域内の情報伝達が円滑に行われるよう、防災訓練等を通じて、地域内の情報連絡体制の確認を行う。
- 子供や高齢者では効果的な周知方法が異なることから、世代ごとにわかりやすく情報が伝わるよう、それぞれのニーズに応じた手段を用いて情報発信に努める。

7 災害用伝言サービス等の活用体制の整備.....【防災危機管理課】

- 西日本電信電話株式会社及び携帯電話会社と連携して、広報紙等、各々が保有する広報手段を活用し、災害用伝言サービス等の普及促進のための広報を実施する。
- 災害時において災害用伝言サービス等の運用が開始された場合における広報体制について、県及び西日本電信電話株式会社及び携帯電話会社との間で協議を行う。

8 被災・停電に備えた通信機器の運用.....【防災危機管理課、消防本部】

被災による停電等に備えて、通信機器のための非常用電源の確保及び適切な保守点検を実施するとともに、防災訓練等を通じて、通信機器及び非常用電源の取扱方法等の習熟を図る。

第8節 避難体制の整備

災害時において、「高齢者等避難」、「避難指示」（以下「避難指示等」という。）等を伝達し一般住民に対して避難の準備及び避難の開始を呼びかける。

特に、避難行動に時間を要する者に対して、早めの段階で避難が開始できるよう必要な体制を整備する。

また、「自らの命は自らで守る」という意識を持ち、自らの判断で避難行動をとること及び早期避難の重要性を住民に周知し、住民の理解と協力を得ることに努める。

1 警戒レベルを用いた避難指示等の発令……………【防災危機管理課、各支所】

(1) 避難指示等の類型

高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の意味合いや住民等がとるべき行動について、警戒レベルを用いて伝達する。

警戒レベルは洪水等、土砂災害、高潮に用いる（津波はレベル区分になじまないため対象外）。

警戒レベル	住民等がとるべき行動	行動を住民等に促す情報
警戒レベル5 （市町村が発令）	<ul style="list-style-type: none"> 避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、直ちに身の安全を確保（緊急安全確保）する。 ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。 	緊急安全確保 ※
警戒レベル4 （市町村が発令）	<ul style="list-style-type: none"> 危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 	避難指示
警戒レベル3 （市町村が発令）	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者等は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 高齢者等以外の人も必要に応じ、行動の見合わせや避難準備、自発的に避難をするタイミングである。 	高齢者等避難
警戒レベル2 （気象庁が発表）	<ul style="list-style-type: none"> ハザードマップ等により災害リスク、避難場所や避難経路、避難のタイミング等の再確認、避難情報の把握手段の再確認・注意など、避難に備え自らの避難行動を確認する。 	洪水注意報 大雨注意報等
警戒レベル1 （気象庁が発表）	<ul style="list-style-type: none"> 防災気象情報等の最新情報に注意するなど、災害への心構えを高める。 	早期注意情報（警報級の可能性）

※ 災害が実際に発生したことを把握した場合に可能な範囲で発令

注 突発的な災害の場合、市町村長からの避難指示等の発令が間に合わないこともあるため、身の危険を感じたら躊躇なく自発的に避難する。

(2) 「避難情報に関するガイドライン」の適切な運用

国の「避難情報に関するガイドライン」に基づき、対象とする災害及び警戒すべき区域・箇所、避難すべき区域等について本市における具体的な判断基準等を定めた「松江市避難勧告等の判断・伝達マニュアル」を適切に運用する。

(3) 防災マップの活用

発災時に住民等が円滑に避難を行うため、浸水想定区域や土砂災害警戒区域、避難場所等を記載した防災マップ（ハザードマップ）を作成し、災害の危険が及ぶことが想定される地域や指定避難所の所在地、避難経路、避難情報の入手・伝達方法等の災害に関する情報を住民に周知する。

(4) 避難指示等に係る助言

避難指示等を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取りきめておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。

2 避難体制の整備...【防災危機管理課、市民生活相談課、健康福祉総務課、こども政策課、保育所幼稚園課、子育て給付課、障がい者福祉課、教育総務課、学校管理課、学校教育課、学校給食課、生涯学習課、スポーツ課、各支所ほか関係各課】

(1) 避難計画の策定

ア 市の避難計画

次の事項に留意の上、避難計画を作成し、町内会・自治会等を通じて避難組織の確立に努める。

- (ア) 「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」に定める避難指示等の発令基準及び伝達方法
- (イ) ハザードマップによる災害危険箇所等
- (ウ) 避難先の名称、所在地、対象地区及び対象人口
- (エ) 避難先への経路及び誘導方法
- (オ) 避難所開設に伴う被災者救援措置に関する事項 ----- 県と協議
 - 食料、飲料水及び生活必需品等の供給
 - 負傷者に対する応急救護
- (カ) 指定避難所、福祉避難所の管理に関する事項 ----- 施設管理者と協議
 - 避難所の秩序保持
 - 避難者に対する災害情報及び応急対策実施状況の伝達・周知
 - 避難所の職員との事務分担等連携に関する事項
 - 避難者に対する各種相談業務
 - 避難が長期化した場合のプライバシーの確保、男女のニーズの違い等男女双方の視点への配慮、要配慮者への配慮、その他避難場所における生活環境の確保
 - 要配慮者への配慮、その他避難場所における生活環境の確保
- (キ) 指定緊急避難場所等の整備に関する事項
- (ク) 避難の心得、知識の普及啓発に関する事項
 - 平常時における広報（広報紙、パンフレット等の発行、住民に対する巡回指導・防災訓練等の実施）
 - 災害時における広報（広報車による周知、住民組織による広報）
- (ケ) 避難行動要支援者の避難支援に関する事項
 - 高齢者等避難、避難指示等の伝達方法
 - 避難行動要支援者の種別ごとの避難支援方法及び配慮すべき事項
 - 避難行動要支援者の支援における市、避難支援者等関係者の役割
 - 福祉避難所及び社会福祉施設等への移送・誘導方法

イ 防災上重要な施設の避難計画

病院、社会福祉施設や不特定多数の者が出入りする駅、ショッピングセンター及び地下街等の都市施設等、防災上重要な施設の管理者に対して必要な助言を行い、避難計画の作成を支援する。
 避難計画作成に当たっての留意事項は次のとおり。

病 院	患者を他の医療機関又は安全な場所へ集団的に避難させる場合、避難（入院）施設の確保、移送の方法、保健、衛生対策及び入院患者に対するそれらの実施方法等に留意する。
社会福祉施設等	避難の場所、経路、時期及び誘導方法並びに避難（入所）施設の確保、保健、衛生対策及び給食等の実施方法等に留意する。
不特定多数の者が出入りする都市施設等	人間の行動、心理の特性を考慮した上で、避難場所、経路、時期及び誘導方法並びに指示伝達の方法等に留意する。

ウ 学校等の防災計画等

所管する学校等においては、多数の幼児、児童生徒等を混乱なく安全に避難させるために、施設の実態に即した具体的な避難計画を作成するよう指導する。避難計画作成に当たっての留意事項は次のとおり。なお、私立学校については、この対策に準じて自主的に対策を立てるよう指導する。また、小学校就学前の乳幼児等の安全で確実な避難誘導を行うため、幼稚園、保育所等についても、具体的な避難計画を作成するよう指導する。

臨時休校・下校措置等に備えた体制整備	<ul style="list-style-type: none"> 家庭訪問、児童カード等により児童等の通学路を確認し、土砂災害が発生しやすい箇所や、大雨により氾濫が予想される用水路・小河川の把握に努め、状況に応じた通学路の変更等に備える。 臨時休校・下校措置の決定にあたり、教育委員会と併せて隣接の学校との連絡のとり方を明確にしておく。 臨時休校・下校措置の地域、保護者への連絡方法を明確にする。 災害時の学校の対応について、学校の広報紙、PTA総会等を利用して保護者に理解を得ておく。
学校周辺の危険箇所の把握	大雨により、浸水又は土砂崩れが発生する可能性がある学校の敷地内及び学校周辺の危険箇所を把握しておき、大雨の際、速やかに確認を行い、対策が講じられるようにしておく。
多数の児童等を学校から避難させる方法	避難先、避難経路、誘導方法に留意し、計画に明記する。

エ 保健師、福祉関係者等間で連携した状況把握

保健師、福祉関係者、NPO等の様々な主体が地域の実情に応じて実施している状況把握の取組を円滑に行うことができるよう事前に実施主体間の調整を行うとともに、状況把握が必要な対象者や優先順位付け、個人情報利用目的や共有範囲について、あらかじめ、検討する。

オ 在宅避難者、車中泊避難者に対する支援

在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討する。

また、県及び市町村は、やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を検討する。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努める。

(2) 避難誘導體制の整備

ア 避難計画の習熟と訓練

避難方法に習熟し、避難誘導訓練を実施する。

イ 避難者の誘導體制の整備

避難者を安全かつ迅速に誘導できるよう、以下の点に留意し誘導體制を整備する。

- 消防団や自主防災組織等のもとの組織的な避難誘導
- 要配慮者の優先避難
- 災害の種類、危険地域を考慮した避難経路の指定と周知徹底
- 状況に応じて、車両による移送等の検討
- 大規模災害時を想定した、他の市町村との応援協定の締結等による広域避難の具体的な方法・手順の検討

なお、避難情報が発令された場合の避難行動としては、避難所等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、避難所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについても留意する。

既に避難した者に対して適切な情報提供を行い避難指示等の発令中の帰宅等の防止を図る。

ウ 自主避難体制の整備

- 土砂災害や河川の増水等の前兆現象が出現した場合等における住民の自主避難について、住民に対し、あらかじめ広報紙等のあらゆる機会を通じてその指導に努める。
- 孤立予想地区において、衛星携帯電話等、多様な通信手段を確保の上、電源の必要な通信機器についての非常用電源の整備に努めるとともに、通信設備障害時に備えた自主防災組織、消防団員等によるバックアップ体制について検討する。

エ 避難指示等の伝達体制の整備

避難計画において、危険区域ごとに避難指示等の伝達組織及び伝達方法を定め、あらかじめ危険地域の住民に周知徹底を図る。

オ 避難行動要支援者に対する避難誘導體制の構築

要配慮者のうち災害時に自ら避難することが困難な者で特に避難の支援を要する避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、平常時から避難行動要支援者に係る避難誘導體制を構築する。

- 日頃から避難行動要支援者に関する情報の把握・共有に努めるとともに、避難行動要支援者及び避難支援等関係者に避難指示等が確実に伝達できる手段・方法を定める。
- 避難行動要支援者の避難に関して、地域住民、自主防災組織、民生児童委員、社会福祉協議会・地区社会福祉協議会、町内会・自治会、自主防災組織及び要配慮者支援組織、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア団体等の避難支援等関係者から避難行動要支援者への情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を図る。

→ **資料編** [資料 2-17-1] 社会福祉施設等一覧表

カ 自宅療養者等に対する避難誘導體制の構築

新型インフルエンザ等感染症等（指定感染症及び新感染症を含む。）発生時における自宅療養者等の被災に備え、災害発生前時から、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努める。

また、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じ、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努める。これらのことが円滑に行えるよう新型インフルエンザ等感染症等発生前から関係機関との調整に努める。

キ 浸水想定区域内等にある地下街等又は要配慮者関連施設の避難を確保するための措置

(ア) 地下街等の避難確保・浸水防止計画の策定

浸水想定区域内にある地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用

する施設)の所有者及び管理者は、下記に掲げる事項を記載した避難確保・浸水防止計画を作成するとともに、当該計画に基づき自衛水防組織を設置する。作成した避難確保・浸水防止計画、自衛水防組織の構成員等について市長に報告するとともに、これを公表する。

また、計画を変更した場合も市長へ報告し公表すること。

- 防災体制に関する事項
- 避難誘導に関する事項
- 洪水時の浸水の防止のための活動に関する事項
- 避難の確保及び自衛水防組織の業務に関する事項
- 洪水時等の避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るための施設の整備に関する事項
- 洪水時等を想定した防災教育及び訓練の実施

→ **資料編** [資料 2-17-2] 浸水想定区域内の地下施設一覧表

(イ) 要配慮者利用施設の避難確保計画の策定

浸水想定区域内にある要配慮者利用施設の所有者及び管理者は、下記に掲げる事項を記載した避難確保計画を作成し、避難訓練を実施する。作成(変更)した避難確保計画は市長に報告する。

- 防災体制に関する事項
- 避難誘導に関する事項
- 避難の確保を図るための施設の整備に関する事項
- 防災教育・訓練に関する事項
- 自衛水防組織の業務(自衛水防組織を置く場合)

→ **資料編** [資料 2-17-3] 浸水想定区域内の要配慮者利用施設一覧表

(ウ) 洪水予報等の伝達

利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、避難確保計画が必要な地下街等及び浸水想定区域内にある要配慮者が利用する施設について、各施設の所有者又は管理者と協議して、洪水予報等の情報の伝達方法についてあらかじめ定めておく。

ク 土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設の避難確保計画の策定

(ア) 避難確保計画の策定

土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設の所有者及び管理者は、下記に掲げる事項を記載した避難確保計画を作成し、避難訓練を実施する。作成(変更)した避難確保計画は市長に報告する。

- 防災体制に関する事項
- 避難誘導に関する事項
- 避難の確保を図るための施設の整備に関する事項
- 防災教育・訓練に関する事項
- その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する事項

(イ) 土砂災害警戒情報等の伝達

利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、土砂災害警戒区域内にある社会福祉施設、学校、医療施設その他要配慮者が利用する施設について、各施設の所有者又は管理者と協議して、土砂災害に関する情報の伝達方法についてあらかじめ定めておく。

→ **資料編** [資料 2-17-4] 土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設一覧

(3) 避難の受入れ及び情報提供活動

平常時から被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント(一人ひとりの被災者の状況を把握し、関係者が連携して、被災者に対する支援を継続的に実施する取組)などの被災者支援の仕組みを構築する。

3 避難所等の選定、確保及び周知 【防災危機管理課、農政課、市民生活相談課、人権男女共同参画課、健康福祉総務課、障がい者福祉課、健康推進課、子ども政策課、保育所幼稚園課、子育て給付課、子ども家庭支援課、女子高、学校管理課、生涯学習課、スポーツ課、各支所】

(1) 指定避難所・福祉避難所

ア 指定避難所の確保

- 災害により家屋の倒壊、焼失等の被害を受けた市民や、被害を受けるおそれのある市民等が滞在する施設として、地区及び災害種別ごと（風水害、地震災害、土砂災害）に法令に基づく指定避難所について、必要な数、規模の施設等を指定し、市民へ周知する。なお、指定を取り消した場合についても同様に、市民に周知する。
- 指定した指定避難所については、県へ報告する。なお、指定を取り消した場合についても同様に県へ報告する。
- 「安全性が確認され*1、かつ、避難者を一時的に受け入れ、保護し、避難者の生活機能を確保することができる*2、市が指定・運営する施設であること」を、指定避難所の施設基準とする。

*1 次の事項が確認されていることをいう。

- ① 地震災害時の避難所としては耐震性が確認されていること
- ② 洪水時の避難所としては、浸水想定区域内の施設であっても、浸水しない避難スペースがある施設であること
- ③ 土砂災害特別警戒区域に入っていない棟であること
- ④ 土砂災害警戒区域内にある棟であっても、敷地内に安全な避難経路があり、かつ、堅ろうな建物であること

*2 市において、原則として下記の対応が可能であることをいう。

- ① 避難所の開設管理
- ② 負傷者や救急患者への救援活動
- ③ 避難者確認及び名簿の整理
- ④ 生活情報の提供及び相談窓口の開設
- ⑤ 避難所自治組織の運営指導
- ⑥ 避難者及び地域住民への食料、飲料水の確保及び給食活動
- ⑦ 施設管理者との調整
- ⑧ 安否確認への対応
- ⑨ その他避難者の日常生活（トイレ・風呂の設置等）の安定を図るための支援活動
- ⑩ ボランティアの受け入れ

- 指定避難所については、定期的な防災診断の実施や改修等の安全点検を実施する。

イ 福祉避難所の確保

- 指定避難所では避難生活が困難な、高齢者、障がい者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のうち特別な配慮が必要な者の避難所として、福祉避難所を定め、その所在、名称、構造、受け入れ可能人員等を把握し、受け入れ対象者の特定及び運用の方法とともに市民へ周知する。
- 福祉避難所は、施設のバリアフリー整備状況（多目的トイレの整備等）を勘案して選定する。
- 福祉避難所については、定期的な防災診断の実施や改修等の安全点検を実施する。
- 医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努める。

ウ 指定避難所設備の充実

給食施設、冷暖房設備、ガス設備、シャワー設備、パソコン、FAX、テレビ、ラジオ、Wi-Fi、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備を推進する。

→ [資料編](#) [資料 2-16] 地区別避難施設一覧表

(2) 一時避難所の確保

- 大規模災害が発生した場合又は災害の発生のおそれがある場合において、住民が一時的に安全を確保し、地域で安否確認を行うことのできる施設を一時避難所として確保する。
- 一時避難所は、町内会・自治会等の組織や地域住民において定め、運営は町内会・自治会、自主防災組織等地域で行うことを基本とする。
- 一時避難所は、一時的な安全確保を目的としているため、避難日数は概ね2～3日を限度とする。
- 避難生活における支援が必要な場合は、町内会・自治会、自主防災組織の要請により市が行う。

(3) 備蓄等の推進

- 住民による生活に必要な物資等の備蓄を推進し、市においても必要な物資等の備蓄を行う。
- 避難の長期化に備え、物資等の円滑な配備体制の整備に努める。

(4) 指定緊急避難場所及び一時避難場所**ア 指定緊急避難場所**

指定緊急避難場所として指定されている小中学校等や公園等の屋外空間を災害発生直後の緊急時の一時的な避難場所とする。ただし、状況によっては屋内施設を利用する。

イ 一時避難場所

災害発生時において一時的に避難又は集合する場所で町内会・自治会等の組織や地域住民において定める。

(5) 避難路の選定と確保

地域住民と協議しながら避難路の選定を行うとともに、警察機関等と協力し通行確保に努める。

また、地域の要配慮者の実態にあわせ、利便性や安全性に十分配慮する。避難路の選定について以下のことに留意する。

- 避難路は、原則として概ね8m以上の幅員を有するものとする。
- 避難路は、相互に交差しないものとする。
- 避難路は、橋梁やトンネル等を含めた道路施設自体の安全性を十分に検討し、必要に応じて適切な措置を講ずる。
- 避難路は、洪水や高潮等による浸水や崖崩れなどの土砂災害等を考慮するとともに、道路沿いに火災や爆発等の危険性の高い工場施設などが無いものとする。
- 避難路は、予め複数の経路を想定しておく。
- 避難路の選定に当たっては、住民の理解と協力を得て選定する。

(6) 避難先の住民への周知

避難先、避難路等について、平常時から以下の方法により周知徹底を図る。なお、周知に当たっては、外国人に配慮し「やさしい日本語」*や外国語による多言語表記に努める。

- 広報紙・パンフレット・防災マップ等の印刷物、インターネット
- 誘導標識、避難先案内図、避難先表示板等の設置
- 防災訓練の実施

*やさしい日本語：日常使われている日本語を、より簡単な言葉や、漢字にふりがなを振る等して、外国人や子ども、高齢者などにもわかりやすく言い換え（書き換え）をした日本語

(7) 避難誘導標識の整備及び住民への周知

避難先等への誘導をスムーズに行うため、避難誘導標識の整備に努めるとともに、避難先等の周知方法に準じて関係住民に対する周知徹底を図る。また、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努める。なお、避難誘導標識の整備に当たっては外国人（海外からの旅行者を含む）に配慮し、「やさしい日本語」*や外国語による多言語表記に努めるとともに、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努める。

(8) 避難所となる施設の管理者との事前協議

- 避難施設として指定する施設の管理者との間で、使用方法、連絡体制について事前に協議を行う。
- 指定管理者により管理されている施設については、委託契約に基づき、当該指定管理者との間であらかじめ必要な調整を行う。

4 避難所の管理運営体制の整備 . . . 【防災危機管理課、農政課、市民生活相談課、人権男女共同参画課、

健康福祉総務課、障がい者福祉課、健康推進課、こども政策課、保育所幼稚園課、子育て給付課、こども家庭支援課、女子高、学校管理課、生涯学習課、スポーツ課、各支所】

(1) 避難所運営マニュアルの整備

- 指定避難所の管理運営体制を明確にするために避難所運営マニュアルについて状況に応じた見直しを行い、施設管理者等の関係者へ周知を図る。
- 福祉避難所の管理運営体制を明確にするために、具体的な管理・運営方法及び指定避難所から福祉避難所へ移動させる判断基準等を定めた福祉避難所運営マニュアルを作成し、施設管理者等の関係者へ周知を図る。

(2) 避難所担当職員の配置

避難所の開設が必要となった場合に速やかに必要な措置を講じるため、担当課は適切に職員の配置を行う。

(3) 避難所運営の知識の収集・普及

平常時において、施設管理者のほか住民、自治会等に対し、災害時における避難所の管理・運営のための必要な知識等の普及に努める。特に、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努める。

避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との情報交換等に努める。

(4) 感染症への対策

- 感染症が発生している場合は、開設する指定避難所数を増やす、避難者同士の間隔を空けるなど、避難者の過密抑制措置を行い、避難所内での感染防止に努める。
- 平常時から、避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、必要な措置を講じるよう努める。
- 感染者及び感染の疑いがある者が避難する場合は、感染者用の指定避難所を確保する。また、指定避難所が不足する場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテルや旅館等を活用することを検討する。

5 応急仮設住宅等の確保..... 【防災危機管理課、スポーツ課、公共建築課、農政課、住宅政策課、建築審査課、公園緑地課、学校管理課】

- 企業等と連携を図りつつ、応急仮設住宅の建設に要する資機材の調達体制を整備するとともに、建設可能な用地を把握する等、供給体制をあらかじめ整備する。
- 災害時に被災者用の住居として利用可能な公営住宅や空き家等の把握に努め、災害時に迅速にあっせんできる体制を整備する。
- 災害時の民間賃貸住宅の借上げの円滑化に向け、その取扱い等についてあらかじめ定めておく。
- 学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮する。
- 応急仮設住宅の建設候補地は以下のとおりとする。

楽山野球場	美保関総合運動公園多目的運動場
県立プール跡地	旧野波小学校グラウンド
松江第三中学校第2グラウンド	宍道総合公園多目的広場
旧中島小学校グラウンド	玉湯野球場
旧長江小学校グラウンド	東出雲中央公園多目的グラウンド
八雲山村広場	八束総合運動場
鹿島総合体育館	

第9節 救急・救助体制の整備

土砂崩れ、洪水、冠水等の発生に際して、救急・救助を行うのに必要な体制や防災資機材等の整備を計画的に推進する。

1 救急・救助体制の整備 【消防本部、防災危機管理課】

(1) 市及び関係機関等による救急、救助体制の整備

- 常備消防を主体とし、救助対象者の状況に応じた救助体制の整備に努める。
- 土砂崩れによる生き埋め等に対応する救助作業に備え、普段から必要な装備・資機材の所在、確保方法や関係機関への協力要請等について、情報連絡・災害対応調整等のルール化や通信手段の確保等を含め十分に検討しておく。
- 孤立予想地区については、当該地域における救出方法や情報伝達手段の確保、救出にあたる関係機関等との相互連絡体制等について、事前に十分に検討しておく。
- 救急救助活動を効果的に実施するため、救急救命士等救急隊員を養成するとともに、職員の教育訓練を充実させる。
- 傷病者の速やかな搬送を行うため、消防車両、ヘリコプターによる搬送体制の整備のほか、広域災害救急医療情報システム（EMIS）の定着を図り、医療情報収集体制を強化する。
- 民間の搬送業者等と連携し、多数の傷病者が発生した場合の搬送保護体制の確立を図る。
- 必要な重機を確保するため、関係団体と協定を締結する等により連携を図る。
- 災害発生後急性期（おおむね3日程度）における救助活動について、災害派遣医療チーム（DMAT）、災害派遣精神医療チーム（DPAT）や日本赤十字社医療救護班との連携体制の確立を図る。

(2) 住民、避難支援等関係者、自主防災組織等の救急、救助への協力

住民、避難支援等関係者、自主防災組織等が防災訓練や研修会等に積極的に参加し、救急・救助活動に関する知識や応急救護処置等の習得に努めるよう、これらの活動等を支援する。

(3) 消防団、自主防災組織、避難支援等関係者、住民の救出活動能力向上のための教育、指導

多数の救出事案発生に対して重要な役割を期待される消防団、自主防災組織、避難支援等関係者、住民に対し、救急・救助活動を効果的に実施するための教育指導を推進する。

(4) 災害救援ボランティア組織との連携

関係機関等と日頃から相互連絡体制等について十分検討し、防災訓練等において相互の連携を図る。

2 救急・救助用資機材等の整備 【消防本部、防災危機管理課】

(1) 救急用装備・資機材等の整備方針

ア 車両

救急車、救助工作車の整備を図る。消防本部における整備状況は次のとおり。

(令和6年4月1日現在)

種別	救急自動車	救助工作車
台数	14	2

イ 救急資機材

次に示す資機材等の整備を推進する。

- 高度救急資機材
- 非常用救急資機材
- 消防隊用救護資機材
- トリアージ・タッグ*

* トリアージ・タッグ：多数の傷病者が発生する医療救護現場において、傷病の程度に応じて優先的に搬送し治療を受けさせる者を選別するために使用する用具。

(2) 救助用装備・資機材等の整備方針

土砂崩れ等による生き埋め者等の救出、救助事象に対応するため、消防本部、消防団、自主防災組織等において、必要な救助用装備・資機材等の整備を次のとおり図る。

消 防 本 部	<ul style="list-style-type: none"> ● 高度救助用資機材 (ファイバースコープ、画像探索装置、夜間用暗視装置、地中音響探知機、熱画像直視装置、地震警報機、電磁波探査装置、建物崩壊・土砂監視センサー) ● 救助用ユニット (油圧式救助器具、空気式救助器具、鉄筋カッター) ● 消防隊員用救助用資機材 (大型万能ハンマー、チェーンソー、鉄筋カッター、軽量型削岩機、大型バール、鋸、鉄線鋏、大ハンマー、スコップ、救助ロープ等)
消 防 団	<ul style="list-style-type: none"> ● 消防団員用救助用資機材 (大型万能ハンマー、チェーンソー、鉄筋カッター、軽量型削岩機、大型バール、鋸、鉄線鋏、大ハンマー、スコップ、救助ロープ等) ● 担架 (毛布を含む) ● 救急カバン
自 主 防 災 組 織	<ul style="list-style-type: none"> ● 担架 (毛布を含む) ● 救急カバン ● 簡易救助器具等 (バール、鋸、ハンマー、スコップ等) ● 防災資機材倉庫等

このほか、災害時に同時多発する救出、救助事象に対応するため、高度救助用資機材を装備した救助車の整備を図る。

消防本部における高度救助用資機材の整備状況は次のとおり。

(令和6年4月1日現在)

名称	数量	資機材の詳細
画像探索機Ⅰ型	1式	オリンパス IV7680X2 用 SV チューブユニット MODEL6538049
画像探索機Ⅱ型	1式	サーチカム 3000
地中音響探索機	1式	デルサーLD3
熱画像直視装置	3台	F L I R S y s t e m s 社 K55×2、K2×1
夜間用暗視装置	1式	MUB-5001
地震警報器	1式	櫻護謨 Qアラート マークⅡ SR-P100B型
電磁波探査装置	1式	人命探査レーダー model-FGMOD270-LL3
建物崩壊・土砂監視センサー	1式	Leader Sentry MIHARI Wireless

第10節 医療、防疫・保健衛生体制の整備

災害発生時において、県、市、医療関係機関及び防災関係機関が相互に連携し、迅速かつ適切な医療救護活動を実施することができるよう体制の整備を図る。

なお、具体的な事項については、「島根県災害時医療救護実施要綱（風水害等対策・震災編）」及び「島根県D P A T実施要領」による。

1 情報収集管理体制の整備……………【保健衛生課、健康推進課、こども家庭支援課、市立病院】

(1) 通信手段の整備

情報通信管理については、広域災害救急医療情報システム（EMIS）の利用を前提としつつ、代替又は補完する方法を検討し、迅速かつ的確な情報収集、伝達に努めるとともに複数の通信手段を整備することにより災害情報の収集・伝達能力の向上に努める。

(2) 情報の収集・伝達体制の整備

大規模災害が発生した場合、多種多様かつ多重の災害情報が発生する。県、市、医療関係機関及び防災機関が迅速かつ的確に医療救護対策を実施するためには、多くの災害情報の中から医療救護に必要な緊急性の高い情報を優先的に収集、伝達できるようなソフト、ハード両面の仕組みの整備に努める。

2 医療救護体制の整備……………【保健衛生課、健康推進課、こども家庭支援課、市立病院】

(1) ニーズに対応した医療体制の整備

災害発生からの時間の経過に伴い医療救護に係るニーズが変化することから、県、市、各医療機関及び防災関係機関は、それぞれの段階における医療ニーズに対応した医療救護活動を行うための体制整備に努める。

(2) 広域的な医療救護体制の整備

災害発生時には、広域あるいは局地的に医療救護を必要とする多数の傷病者が発生するとともに、数多くの医療施設が被害を受け、十分な医療の提供が困難な状況になることが予想される。このため、被災地内外の災害拠点病院、災害派遣医療チーム（DMAT）、災害派遣精神医療チーム（DPAT）及び医療救護班が連携して効果的な医療救護活動を行う必要がある。

- 医療救護活動に必要な医薬品・医療用資器材等の調達・搬送も含めた体制を構築する。
- 松江・安来地域災害保健医療福祉対策会議を通じ、平時より関係機関相互の情報共有を行う。

3 防災訓練……………【防災危機管理課、保健衛生課、健康推進課、こども家庭支援課、市立病院】

災害発生時において、医療救護を円滑に行うために、平常時から県、市、医療機関及び防災関係機関が協力し、各種訓練を継続的に実施し、災害に備えておく。

4 防疫・保健衛生体制の整備……………【人事課、健康推進課、保健衛生課、こども家庭支援課、市立病院】

(1) 防疫班の編成と防疫・保健衛生活動要領の習熟

- 防疫作業のために防疫班の編成計画を作成する。
- 防疫班は、市の職員及び臨時に雇い上げた作業員をもって編成する。

(2) 食品衛生、監視体制の整備

風水害時は、食品衛生監視員のみでは十分な監視指導が出来ない場合もあるので、営業施設の被災状況の把握、被災施設の重点的監視を行う体制を整備するとともに、速やかな状況把握と衛生指導を行うため、業者団体との連携の強化に努める。

(3) 防疫用薬剤及び器具の備蓄

消毒剤、消毒散布用器械、運搬器具等のうち、災害時の緊急の調達に困難が予想されるものについては、平常時からその確保に努める。

5 動物愛護管理体制の整備 【健康福祉総務課、保健衛生課、リサイクル都市推進課】

(1) 飼い主への普及啓発

家庭動物として飼育されていた動物が放逐されることによる放浪動物や飼育放棄が発生しないよう、平時から家庭動物の避難用品の確保や同行避難が行えるよう普及啓発に努める。

(2) 避難所での受入れ

指定避難所における家庭動物の受入れや飼養方法について、あらかじめ担当部局等との調整を行う。

第 1 1 節 交通確保・規制、輸送体制の整備

交通の混乱を防止し、緊急交通路を確保するための交通確保体制の整備を計画的に推進する。

また、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するために、必要な車両、船艇、労務の確保を図る等、輸送体制の整備を計画的に推進する。

1 交通確保・規制体制の整備 【水産振興課、道路課】

(1) 交通規制の実施責任者

交通規制の実施責任者及びその範囲は、以下のとおり。

区分	実施責任者		範囲
道路管理者	国土交通大臣	指定区間内の国道	(道路法第 46 条) 1 道路の損壊、決壊その他の事由により交通が危険であると認められる場合 2 道路に関する工事のため、やむを得ないと認められる場合
	知事	指定区間を除く 国道・県道	
	市長	市道	
	西日本高速道路(株)	同社の管理道路	
公安委員会・警察機関	公安委員会 警察署長 高速道路交通警察隊長 警察官		(災害対策基本法第 76 条) 1 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合で、緊急の必要があると認められるとき (道路交通法第 4 条～第 6 条) 2 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため、必要があると認めるとき 3 道路の損壊、火災の発生、その他の事情により交通の危険が生ずるおそれがある場合
港湾管理者	知事 市長		(港湾法第 12 条第 1 項第 4 号の 2) 水域施設(航路、泊地及び船だまり)の使用に関し必要な規制
海上保安機関	港長 海上保安部長 海上保安官		災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、必要があると認められるとき

(2) 交通規制の実施体制の整備

交通規制の実施体制は、以下の方針により整備する。

区分	整備方針
道路管理者	<ul style="list-style-type: none"> 道路、橋梁、アンダーパス等交通施設の巡回調査に努め、危険な状況が予想される場合や発見通報等に備え、速やかに必要な規制を行う体制を整備する。 警察等関係機関と連携を図り、道路情報の迅速な伝達体制を整備する。 災害時の交通規制と道路情報伝達に関するマニュアルの作成に努める。
公安委員会 警察機関	<ul style="list-style-type: none"> 発災時の交通安全や緊急通行車両の通行確保を行うため、又は、防災訓練のための交通規制計画を策定する。 交通情報の収集は、ヘリコプター、オートバイその他の機動力を活用することとし、交通情報の収集を行う体制の整備に努める。 交通規制を実施した場合の関係機関や住民等への周知方について、その内容や方法・手段について、日頃から計画しておく。また、道路交通情報センターや報道機関等との連携を日頃から図っておく。 災害時の混乱期において、規制要員となる警察官が不足する場合に備え、協定等に基づく警備業協会や日本自動車連盟中国本部島根支部（JAF）との連携を日頃から図っておく。 規制用サインカーや規制用標識等の装備資機材の整備に努める。 道路交通機能の確保のため重要となる信号機への電源付加速装置の整備等信号機減灯対策を推進する。
港湾管理者、漁港管理者及び海上保安機関	<p>通行の禁止、制限区域の設定、危険区域の周知及び港内岸壁付近の交通整理等の緊密な連携について検討する。</p>

2 輸送体制の整備方針.....【資産経営課、交通政策課、建設総務課、道路課、交通局】

(1) 輸送条件を想定した輸送計画の作成

輸送の実施責任者は、平素から、災害の種別・規模、地区、輸送対象、輸送手段（車両、舟艇、航空機等）ごとのいくつかの輸送条件を想定した輸送計画を作成する。

(2) 関係機関相互の連携の強化

災害時には、応急対策を実施する人員や資機材及び救援物資等の多数の輸送需要が発生し、応急対策実施機関の輸送能力が不足することが考えられる。このため、緊急輸送に係る応援協定の締結、関係機関相互の情報連絡体制の構築等を推進し、連携強化に努める。

3 輸送手段及び輸送施設・集積拠点等の指定....【水産振興課、交通政策課、建設総務課、道路課】

(1) 輸送手段の確保

災害時に被災者や救援物資、資機材等を輸送するため、以下の輸送手段を確保しておく。

自動車	<ul style="list-style-type: none"> 災害応急対策実施機関所有の車両 公共団体等の車両 貨物自動車運送事業者所有の営業用車両 その他の民間の車両 石油燃料の輸送車両等
船舶等	<ul style="list-style-type: none"> 県有船舶 漁船 海上保安本部所属の船舶 自衛隊所属の船舶 民間船舶

(2) 関係機関相互の協力関係の強化

関係機関相互においては、災害時の迅速かつ的確な輸送手段の確保を図るために、応援要請や緊急時の通信連絡体制等について、応援協定の締結や運用計画を作成する等、日頃から連携を図る。

(3) 輸送施設・集積拠点等の指定

災害時における被災者や救援物資、資機材等の輸送施設、救援物資や資機材等の集積拠点として指定される施設について、緊急時における輸送の重要性に鑑み、災害時の安全性の確保に配慮しつつ、関係機関と協議の上、県が開設する広域防災拠点、市が開設する地域内輸送拠点を経て、各避難所に支援物資を届ける緊急輸送ネットワークの形成と図るとともに、指定公共機関その他の関係機関等に対する周知徹底に努める。

また、広域防災拠点・地域内輸送拠点の効率的な運営を図るため、速やかに、運営に必要な人員や資機材等を運送事業者等と連携して確保するよう努める。

4 緊急輸送道路障害物除去体制の整備 【防災危機管理課、道路課】

- 災害時に道路障害物除去を実施する路線の選定、優先順位について関係機関と連携をとり選定基準を設け、あらかじめ定めておく。
- 災害時に関係機関及び関係業界が迅速かつ的確な協力体制を確立して道路障害物除去の作業を実施できるよう、マニュアルを作成する等、効率的な道路障害物除去体制の整備を図る。
- 平素から装備・資機材の整備を行うとともに、建設業協会等を通じて使用できる建設機械等の把握を行う。
- 災害時に建設業協会や関係団体等の協力を得て、迅速かつ的確な道路障害物除去作業が実施できるよう、協力関係の強化を図る。
- 自衛隊の災害派遣への対応が円滑に行えるよう、受け入れ体制の整備に努める。

5 緊急輸送のための港湾維持管理体制及び港湾障害物除去体制の整備 . 【水産振興課、防災危機管理課】

- 港湾管理者は、緊急輸送等災害時に必要な航路等の機能を確保するため、航路等の水域沿いの港湾施設を管理する民間事業者等に対して、施設の維持管理状況の報告を求めるとともに、必要に応じて立入検査を行うものとする。また、施設の維持管理が適切に行われず、災害時に船舶の航行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる場合には、適正な維持管理のため措置を講ずべきことを命じ、又は勧告を行うものとする。
- 災害時に効率的な港湾及び臨港道路の障害物除去作業を実施できるよう、平素から関係機関・団体と協力して迅速かつ的確な協力体制を確立する。
- 平素から装備・資機材を整備し、建設業協会等を通じて使用できる建設機械等の把握を行う。
- 迅速かつ的確な障害物除去作業が実施できるように、関係機関・団体との協力協定の締結を行うなど協力関係の強化を図る。
- 自衛隊の災害派遣への対応も円滑に行えるよう受け入れ体制の整備に努める。

第12節 防災施設・装備等の整備

災害時における防災中枢機能を果たし、災害対策活動の拠点施設となる広域防災拠点が効果的に機能するよう、災害用臨時ヘリポートを整備するとともに、各種防災装備・資機材等の整備を推進する。

1 広域防災拠点の活用

本市では、県東部消防学校隣接地（乃木福富町）において、災害時広域航空応援のベースキャンプ機能及び緊急物資・資機材の集積配給基地機能を有する広域防災拠点が整備されている。

2 災害用臨時ヘリポートの提供 【防災危機管理課、消防本部】

(1) 臨時ヘリポートの選定及び管理

- 県と協議の上、臨時ヘリポートを学校の校庭、公共の運動場等から選定する。なお、孤立予想地区については、ヘリコプター離着陸適地の選定・確保を重点的に推進する。
- 臨時ヘリポートの管理に当たっては、平素から当該ヘリポートの管理者と連絡を保つ等現状把握に努め、常に使用できるよう配慮する。

→ **資料編** [資料2-19]臨時ヘリポート一覧表

(2) 県への報告

新たに臨時ヘリポートを選定した場合、地域防災計画に定めるとともに、県に対し次の事項を略図添付の上報告する。なお、報告事項に変更を生じた場合も同様とする。

- ア 臨時ヘリポート番号
- イ 所在地及び名称
- ウ 施設等の管理者及び電話番号
- エ 発着場面積
- オ 付近の障害物等の状況
- カ 離着陸可能な機種

3 防災装備等の整備 【防災危機管理課、消防本部】

(1) 各種防災装備等の整備・点検

- 県及び関係機関と協力し、ヘリコプター、特殊車両その他の防災用装備等の整備を推進する。
- 保有防災装備等については、定期的に点検を実施し、その結果を常に記録しておくとともに、損傷等が発見されたときは、速やかに補充・修理等を行う。

(2) 資機材等の調達

災害発生時に必要な資機材等を円滑に調達するため、調達先の確認等をあらかじめ行っておく。

第13節 食料・飲料水及び生活必需品等確保・供給体制の整備

災害時の市民の生活を確保するため、食料、生活必需品、応急給水資機材及び防災用資機材等の備蓄並びに調達体制の整備を推進する。

1 基本的な考え方

(1) 想定される災害の種類と対策の対応

- 備蓄数量の目標は、市内での被害が最大となる災害に基づき設定する必要があるため、本計画においては、震災対策編第1章第4節「地震被害想定」における被害想定を前提とする。
- 被害が一部の地域に限られる災害についても有効に対応できるよう、各地域の備蓄物資による相互応援が円滑にできるような緊急輸送体制を整備しておく。
- 平時から訓練等を通じ、物資の備蓄状況や輸送手段の確認、応援協定を締結した事業者等との連絡先、要請手続き等の確認を行うよう努めるとともに、内閣府の物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録にも努める。

(2) 発生時の人口分布と対策

- 公的備蓄数量の目標値は夜間人口を基準とするが、昼間人口の多い中心市街地の事業所における備蓄体制、観光客等の一時滞在人口等にも配慮し設定する。
- 災害により輸送経路が被災し、市外及び遠隔地からの輸送が困難となることも考慮する。

(3) 発生時間と備蓄品目との対応

最悪のケースにも対応できるよう、災害発生の季節及び時間帯を考慮した上で備蓄品目を選定する(冬季用の防寒用品、夜間用の照明等)。

(4) 要配慮者、男女双方のニーズの違いへの配慮

要配慮者及び男女双方のニーズの違いやアレルギー対応等に十分配慮の上、品目を選定する。

(5) 備蓄物資の分散と集中

広域化した市域を考慮し、災害時において備蓄物資の特性や災害状況に応じた迅速な搬送が行えるよう、各備蓄拠点を設け、集中備蓄と分散備蓄を組み合わせた方法により備蓄を推進する。

→ **資料編** [資料 2-20] 防災備蓄物資一覧表

(6) 孤立予想地区における備蓄

- 孤立予想地区においては、生活物資等の備蓄が必要であるため、住民との協働により、孤立予想地区の避難所等において人口規模に応じた優先備蓄を行う。
- 孤立予想地区においては、公的な備蓄のみならず、自主防災組織や個々の世帯における備蓄強化に努める。

2 食料及び給食用資機材の備蓄並びに調達体制の整備 【防災危機管理課】

(1) 基本的事項

ア 給与対象者

短期的避難所生活者等及び災害救助従事者とする。

イ 品目

- | | | |
|-------|-------------|-------|
| ● 乾パン | ● アルファ化米 | ● 即席粥 |
| ● 缶詰 | ● 乳児食(粉ミルク) | ● 離乳食 |

なお、避難初期においては、乾パン、パン、弁当、おにぎり、缶詰、牛乳、飲料水(ペットボトル)

等の調理不要のものが望ましい。それ以降は、炊き出し用の米、即席麺、レトルト食品、包装米飯等調理の容易な品目とし、併せて食塩、味噌、醤油等の調味料とし、必要に応じて野菜、肉類、魚介類も含める。また、乳児食は粉ミルクとし、ほ乳ビンも併せて確保・調達する。

ウ 食料の備蓄、給与の実施者

市長が行うことを基本とするが、必要な場合には知事が行う。

エ 食料及び給食用資機材の備蓄並びに調達計画の策定と運用

- 被害想定に基づき、必要備蓄品目、数量、災害時における調達品目、数量、調達先、輸送方法その他必要な事項等について備蓄計画を策定し、適切な食料及び資機材の備蓄を推進する。
- 応援協定の締結先と、調達計画についてあらかじめ協議しておく。

(2) 食料及び給食用資機材の備蓄

- 県、市及び市民は全体で、被害想定に基づき、短期的避難所生活者等*1については概ね3日分、災害救助従事者については概ね2日分に相当する量を目標に食料の備蓄体制の整備を行う。これは災害により、輸送経路等が被災し、県外及び遠隔地からの輸送が困難となることも想定されることによる。

短期的避難所生活者等については、県、市、市民がそれぞれ1日の備蓄を行うことを目標とする。

※ ここでいう市民の備蓄食料とは、避難時に持ち出し可能なものをいう。

(注)

*1 短期的避難所生活者等とは、短期避難所生活者数に食事のみの提供者数の係数である1.2を乗じたものをいう。

- 市民は、持ち出し分を含めて最低3日分、推奨1週間分の食料等を備蓄する。
- 民間事業所は、市からの要請に基づき、昼間人口の多い地域における事業所勤務者のための食料備蓄体制及び休日における近隣住民への給与体制の整備を推進する。

→ **資料編** [資料2-20] 防災備蓄物資一覧表

(3) 食料及び給食用資機材の調達・輸送体制の整備

調達・輸送体制については、生産者及び販売業者並びに近隣市町村、県と十分に協議を行い、業者との協定の締結に努める。

- **資料編** [資料4-(2)-3] 災害発生時における生活関連物資の確保に関する協定（松江商工会議所）
 [資料4-(2)-4] 災害発生時における生活関連物資の確保に関する協定（JAしまねほか）
 [資料4-(2)-5] 災害時における生活関連物資の確保に関する協定（まつえ北商工会）
 [資料4-(2)-6] 災害時における生活関連物資の確保に関する協定（まつえ南商工会）
 [資料4-(2)-7] 災害時における生活関連物資の確保に関する協定（東出雲町商工会）
 [資料4-(2)-41] 災害時における応急生活物資供給等支援協力に関する協定書（協同組合 松江流通センター）
 [資料4-(2)-44] 災害時における物資供給に関する協定書（(株)ナフコ）

(4) 食料及び給食用資機材の集積地の選定

食料及び給食用資機材等の集積地を定めた場合は、所在地、経路等を速やかに知事に報告する。

3 飲料水及び給水用資器材等の備蓄並びに調達体制の整備【防災危機管理課、各支所、上下水道局】

(1) 基本的事項

ア 給与対象者

短期的避難所生活者等及び災害救助従事者とする。

イ 品目

- | | | |
|-------|----------|--------|
| ● 飲料水 | ● 給水用資器材 | ● 生活用水 |
|-------|----------|--------|

ウ 飲料水及び給水用資器材の備蓄並びに調達計画の策定と運用

被害想定に基づき、備蓄数量と災害時における調達先、輸送方法その他必要事項を、飲料水及び給水用資器材の備蓄並びに調達計画として策定し、適切な飲料水及び資器材の備蓄を推進する。

(2) 飲料水及び給水用資器材の備蓄並びに調達

- 県、市及び市民は全体で、被害想定に基づき、短期的避難所生活者等については概ね3日分、災害救助従事者については概ね2日分に相当する量を目標に飲料水の備蓄を行う。これは災害により、輸送経路等が被災し、県外及び遠隔地からの輸送が困難となることも想定されることによる。
- 迅速な応急給水に対応するために必要な飲料水及び給水用資器材（給水タンク、ポリ容器、ポリ袋、小型浄水装置等）を整備するとともに、緊急時の調達先として、当該資器材を有する他の機関又は業者と十分協議し、その協力体制の整備に努める。
- 災害時に応急給水の円滑化を図るため、市内30配水池に給水専用給水所を整備。貯水量概ね6,000m³以上の大規模4施設には、市民自家用車利用給水所を整備する。
- 市全体の常備計画を策定して、給水袋の備蓄を推進する。
- 市民は、持ち出し分を含めて最低3日分、推奨1週間分の飲料水及び生活用水を備蓄する。

(3) 生活水の確保

ア 雨水の有効利用

公共施設の新設及び増改築時において、雨水貯留施設等（屋根及び駐車場等に降った雨水の貯水槽）の整備を計画的に推進する。

イ 井戸の活用

- 民間の既設井戸の分布状況に関する調査を行い、災害時に地域に開放してもらう災害時協力井戸としての活用推進を図る。
- 災害時協力井戸について、所在地、使用に当たっての留意事項及びその他必要な情報を、地域住民に対し周知する。

ウ 河川・プールの水の活用

河川水やプールの水等を災害時の生活用水として活用できるよう、浄水装置やポンプの整備を推進する。

エ 家庭における備蓄の推進

風呂のため水、水道水の備蓄、雨水の貯留、市販水の確保等により、各家庭において生活水の備蓄が行われるよう、広報紙や防災訓練等を通じ市民の意識啓発を図る。

オ 工業水の活用

県企業局が管理する消火栓設備からの用水を、災害時の生活用水として使用するよう申請する。

4 燃料等生活必需品の備蓄並びに調達体制の整備 【防災危機管理課】

(1) 基本的事項

ア 給（貸）与対象者

災害によって住家に被害を受け、日常生活に欠くことのできない燃料等生活必需品を喪失又は毀損し、しかも物資の販売機構の混乱により、資力の有無にかかわらず、燃料等生活必需品を直ちに入手することができない状態にある者とする。

イ 品目

● 寝具（毛布・災害用マット）	● 外衣	● 肌着
● 身回り品	● 炊事用具	● 食器
● 日用品（懐中電灯（電池を含む）、タオル、トイレットペーパー、ティッシュペーパー）	● 携帯トイレ、簡易トイレ、仮設トイレ	
● 燃料、光熱材料	● 要配慮者向け用品	● 女性用衛生用品
● 情報機器	● マスク	● 作業着
● 紙おむつ（子ども・大人用）		

- 小型エンジン発電機
- カセットコンロ、カートリッジボンベ

- 土のう袋
- ブルーシート

ウ 民間事業者等への協力の要請

昼間人口の多い中心市街地等において、事業所在勤者を対象とした燃料等生活必需品の備蓄体制の整備を民間事業者へ要請する。

エ 燃料等生活必需品の備蓄並びに調達計画の策定

被害想定に基づき、必要備蓄品目、数量、災害時における調達品目、数量、調達先、輸送方法等について整備する。また、応援協定を締結している関係団体と調達計画について協議する。

(2) 燃料等生活必需品の備蓄

県、市は全体で、被害想定に基づく短期避難所生活者の概ね2日分に相当する量を備蓄目標としており、備蓄と調達による確保量の割合については、調達先の存在や距離等の地域特性を考慮の上決定する。

市民は、最低3日分、推奨1週間分の燃料等生活必需品を備蓄する。

(3) 燃料等生活必需品の調達・輸送体制の整備

調達・輸送体制について生産者及び販売業者と十分に協議を行い、協定の締結に努める。

- **資料編** [資料 4-(2)-3] 災害発生時における生活関連物資の確保に関する協定（松江商工会議所）
 [資料 4-(2)-4] 災害発生時における生活関連物資の確保に関する協定（JAしまねほか）
 [資料 4-(2)-5] 災害時における生活関連物資の確保に関する協定（まつえ北商工会）
 [資料 4-(2)-6] 災害時における生活関連物資の確保に関する協定（まつえ南商工会）
 [資料 4-(2)-7] 災害時における生活関連物資の確保に関する協定（東出雲町商工会）
 [資料 4-(2)-41] 災害時における応急生活物資供給等支援協力に関する協定書（協同組合 松江流通センター）
 [資料 4-(2)-44] 災害時における物資供給に関する協定書（株）ナフコ
 [資料 4-(2)-51] 災害救助物資の調達に関する協定（株）ジュンテンドー）

5 災害救助用物資・資機材の備蓄並びに調達体制の整備 …… 【防災危機管理課、消防本部】

(1) 基本的事項

ア 目的

避難所において短期避難所生活者の受け入れ・保護活動に用いることを目的とする。

イ 品目

- ヘルメット、安全靴・中敷き、安全手袋、合羽
- バール、ジャッキ、のこぎり
- ハンドマイク
- 懐中電灯、ヘッドランプ、乾電池
- 移送用具（自転車、バイク、ゴムボート、船外機、担架等）
- 道路、河川、下水道等の応急復旧活動に必要な資機材
- 間仕切り、女性用更衣テント等の避難所でのプライバシー保護に必要な資機材
- 発電器、投光器、小型水中ポンプ
- テント、防水シート
- 仮設トイレ（簡易トイレ）

ウ 備蓄計画の策定と運用

被害想定、避難先の受け入れ可能人員等に基づく必要量を把握の上、災害時の必要品目、数量、保管場所、輸送方法及びその他必要事項等に関する備蓄計画を策定し、適切な物資・資機材の備蓄を推進する。

(2) 災害救助用物資・資機材の備蓄

- 被害想定に基づく要救助活動の指標（倒壊建物数、被災者数、負傷者数等）に相当する量を目標に災害救助用物資・資機材の備蓄を行う。備蓄と調達による確保量の割合については、調達先の存在や距離等を考慮の上決定する。

- 地域における物資や資機材の備蓄等の防災活動に対する支援を図る。

(3) 災害救助用物資・資機材の調達・輸送体制の整備

調達・輸送体制について物資等を保有する業者並びに輸送業者と協議を行い、協定の締結に努める。

- **資料編** [資料 4-(2)- 8] 災害時における応急支援活動に関する協定書 (宍道湖漁業協同組合)
 [資料 4-(2)- 9] 災害時における応急支援活動に関する協定書 (中海漁業協同組合)
 [資料 4-(2)-10] 災害時における応急対策業務に関する協定書 ((一社)松江建設業協会)
 [資料 4-(2)-11] 災害時における応急対策業務に関する協定書 (松江市建設業連合協議会)
 [資料 4-(2)-12] 災害時における応急対策業務に関する協定書 (松江南建設業協会)
 [資料 4-(2)-13] 災害時における応急対策業務に関する協定書 (松江北建設業連絡協議会)

6 感染症防止対策物資・資機材の備蓄 【防災危機管理課】

(1) 基本的事項

ア 目的

避難所における感染症拡大防止を目的とする。

イ 品目

● アルコール消毒液	● ハンドソープ	● マスク	● フェイスシールド
● ペーパータオル	● 手袋	● ガウン	● 次亜塩素酸ナトリウム

ウ 備蓄計画の策定と運用

被害想定、避難先の受け入れ可能人員等に基づく必要量を把握の上、災害時の必要品目、数量、保管場所、輸送方法及びその他必要事項等に関する備蓄計画を策定し、適切な物資・資機材の備蓄を推進する。

- **資料編** [資料 4-(2)- 3] 災害発生時における生活関連物資の確保に関する協定 (松江商工会議所)
 [資料 4-(2)- 4] 災害発生時における生活関連物資の確保に関する協定 (JAしまねほか)
 [資料 4-(2)- 5] 災害時における生活関連物資の確保に関する協定 (まつえ北商工会)
 [資料 4-(2)- 6] 災害時における生活関連物資の確保に関する協定 (まつえ南商工会)
 [資料 4-(2)- 7] 災害時における生活関連物資の確保に関する協定 (東出雲町商工会)
 [資料 4-(2)-41] 災害時における応急生活物資供給等支援協力に関する協定書 (協同組合 松江流通センター)
 [資料 4-(2)-44] 災害時における物資供給に関する協定書 ((株) ナフコ)

第14節 廃棄物等の処理体制の整備

建物の浸水や流失等により大量に発生する廃棄物や、ライフライン等の被災によるし尿を、「松江市災害廃棄物処理計画」（平成30年9月策定）により効率的に処理できるように、以下のとおり処理体制を整備する。

1 廃棄物処理体制の整備 【環境エネルギー課、環境対策課、リサイクル都市推進課、施設管理課、水産振興課、河川課、上下水道局】

(1) 対象

可燃物、不燃物、コンクリートがら、金属、柱角材などの災害によって発生する災害廃棄物及び避難所ごみ・し尿などの被災者や避難者の生活に伴い発生する廃棄物とする。

(2) 実施責任者

市の責任において実施することを原則とするが、被害が甚大で市又は許可業者において処理が困難なときは、県及び隣接市町村への応援を要請する等、必要な措置を講ずる。

(3) 廃棄物処理要領の習熟と体制の整備

災害廃棄物を迅速に処理するため、職員への教育訓練、研修を通じて習熟度を高めるとともに、必要な体制を整備する。

(4) 維持管理対策

- 地震及び水害に強い廃棄物処理施設とするため、既存の施設については耐震診断を実施し、煙突の補強等耐震性の向上、不燃堅牢化、浸水対策等を図り、新設の処理施設は耐震性・浸水対策等に配慮した施設づくりを行う。
- また、廃棄物処理施設については、大規模災害時に稼働することにより、電力供給や熱供給等の役割も期待できることから、始動用緊急電源のほか、電気・水・熱の供給設備を設置するよう努める。

(5) 災害廃棄物の仮置場の選定

仮置場の選定は、以下の項目について検討し、条件の良い項目が多い場所を優先して選定する。

- ①公園、グラウンド、地域センター、廃棄物処理施設、港湾等の公有地（市有地、県有地、国有地等）であること
- ②未利用工場跡地等で長期間利用が見込まれない私有地
- ③二次災害や環境、地域の基幹産業への影響が小さい地域
- ④応急仮設住宅など他の土地利用のニーズの有無

(6) 廃棄物発生量の推計

災害廃棄物の処理を迅速かつ円滑に進めるため、環境省が示す災害廃棄物発生量の発生原単位及び推計式を用いて災害廃棄物の発生量の推計を行う。

本市の想定地震である鳥取県沖合（F55）断層地震における災害廃棄物の発生量は次のとおり。

鳥取県沖合（F55）断層の地震による災害廃棄物の廃棄物種類別発生量（t）

廃棄物種類	揺れ・液状化	急傾斜	木造	非木造	津波	合計
可燃物	121,129.0	1,955.7	57.5	83.9	1,235.4	124,461.5
不燃物	121,129.0	1,955.7	37,369.3	16,780.1	1,235.4	178,469.5

廃棄物種類	揺れ・液状化	急傾斜	木造	非木造	津波	合計
コンクリートがら	349,928.4	5,649.9	17,822.3	63,764.3	3,568.8	440,733.7
金属	44,414.0	717.1	2,299.7	3,356.0	453.0	51,239.8
柱角材	36,338.70	586.7	0	0	370.6	37,296.00
合計	672,939.1	10,865.1	57,548.8	83,984.3	6,863.2	832,200.5

2 し尿処理体制の整備……………【環境対策課、リサイクル都市推進課、施設管理課、上下水道局】

(1) 対象

風水害時に発生したし尿とする。

(2) 実施責任者

市の責任において実施するのが原則とするが、被害が甚大で市又は許可業者において処理が困難なときは、県及び隣接市町村への応援を要請する等、必要な措置を講ずる。

(3) し尿処理要領の習熟と体制の整備

し尿処理を迅速に行うため、し尿処理活動の要領・内容に習熟するとともに、必要な体制を整備する。

(4) 災害用仮設トイレの整備等

- あらかじめ民間の清掃及びし尿処理関連業者、仮設トイレ等を扱うリース業者等による関連業界団体との関係を密にし、迅速に収集処理等が実施できるよう、協力体制の強化・拡充を図る。
- 災害時に供用（一般開放）することが可能な公共施設及び学校等のトイレについて、その場所及び多目的トイレの有無等を事前に把握しておく。

(5) し尿処理排出量の推定

平時において、被災者の生活に支障が生じないように、仮設トイレ（簡易トイレを含む）の必要基数を算定し、備蓄等の対策を講じておく。

鳥取県沖合（F55）断層による地震により必要となる仮設トイレ及びし尿収集量は次のとおり。

仮設トイレ数・し尿収集必要量試算結果

項目	単位	発災後		項目	単位	発災後	
		1日後	1ヶ月後			1日後	1ヶ月後
総人口※1	人	199,635		1人1日平均排出量	L/人・日	1.7	
水洗化人口※1	人	193,808		断水による仮設トイレ必要人数	人	48,972	49,926
上水道支障率※2	%	63%	58%	仮設トイレ必要人数	人	88,465	72,227
汲取人口※1	人	5,827		災害時におけるし尿収集必要人数	人	93,140	77,403
仮設トイレ容量	L	400		し尿収集計画	3日に1回の収集		
避難者数※2	人	39,493	22,301	仮設トイレ必要基数	基	1,128	921
非水洗化区域し尿収集人口	人	4,674	5,176	し尿収集必要量	L/日	158,337	131,585

※1：令和3年度一般廃棄物処理実態調査結果（環境省）

※2：鳥取県地震・津波被害想定調査報告書（平成30年3月）

3 応援協力体制の整備……………【防災危機管理課、環境エネルギー課、環境対策課、リサイクル都市推進課、施設管理課、道路課】

(1) 自衛隊・警察・消防との連携

道路上の災害廃棄物等を撤去するため、自衛隊や警察、消防と情報共有し、スムーズな連携を図る。

(2) 県、国との連携

市が被災した場合、速やかに処理体制を構築するため、県に対し災害廃棄物処理等に必要な人員の派遣や機材等の提供を要請する。

また、支援する側に立った体制についても検討する必要があるため、その準備を行う。

(3) 県内市町村等との連携

隣接する市町村で同様の被害が出た場合は、速やかに連絡を取って、災害廃棄物処理に関する協力をを行う。また、本市で被害が出た場合は、被害状況や必要とする人的・物的数量を明示し、応援を要請する。

- **資料編** [資料 4-(2)-10] 災害時における応急対策業務に関する協定書（社）松江建設業協会
 [資料 4-(2)-11] 災害時における応急対策業務に関する協定書（松江市建設業連合協議会）
 [資料 4-(2)-12] 災害時における応急対策業務に関する協定書（松江南建設業協会）
 [資料 4-(2)-13] 災害時における応急対策業務に関する協定書（松江北建設業連絡協議会）
 [資料 4-(2)-15] 災害時における応急対策業務に関する協定書（松江八東清掃協同組合ほか）

4 災害廃棄物処理計画の見直し……………【環境エネルギー課、環境対策課、リサイクル都市推進課、施設管理課、上下水道局】

国等から示される計画・データや訓練等の検証に基づき、本計画の見直し・改善を定期的に行う。本市における廃棄物等処理施設は次のとおり。

処理内容	処理施設
可燃性ごみ	エコクリーン松江
不燃性ごみ	松江市西持田不燃物処理場 他2施設
し尿	松江市川向クリーンセンター

第15節 消防団及び自主防災体制の整備

大規模災害による被害を軽減するには、行政機関の対応に加えて県民や事業所等が一体となって警戒避難や救出・救助等の災害防止活動に取り組む必要があるため、消防団を育成強化するとともに、自主防災組織等の防災組織及びこれらの組織の活動環境を整備し、防災体制の強化を図る。

1 消防団の育成強化.....【消防本部、各支所】

(1) 消防団の現状と組織状況

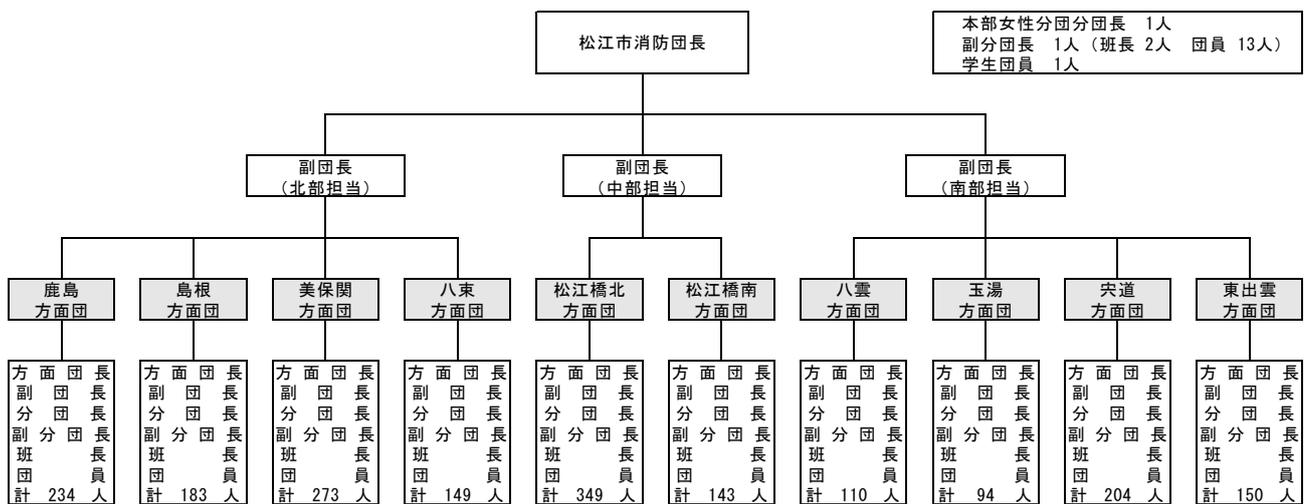
近年の社会経済情勢の変化は、消防団活動に次のような影響を及ぼしている。

- 過疎化・高齢化の進展や就業構造の変化に伴う団員数の減少。
- 団員の高齢化に伴う消防力の低下。
- 就業構造の変化に伴う、団員のサラリーマン化による昼間消防力の低下。

本市における消防団の組織及び消防団保有分の消防ポンプ自動車等の現有数は次のとおり。

図：松江市消防団組織図

資料：消防本部（令和6年10月1日現在）



資料：消防本部（令和6年10月1日現在）

種別	消防自動車	小型動力ポンプ	
		小型動力ポンプ付積載車	車両に積載していないもの
台数	13	104	17

(2) 市が行う重点実施項目

今後は、地域における防災体制の確立を図るため、地域の実情に応じて次のことに取り組む。

- ア 消防施設、設備及び装備のより一層の強化、高度化を図り、省力化を推進する。
- イ 団員の処遇改善、教育訓練体制の充実を図る等活性化対策を推進する。
- ウ 公務員、特殊法人等の公務員に準ずる職員の入団促進を図る。
- エ 女性消防団員活動の積極的推進を図る。
- オ 大学生及びOB消防団員等の入団促進を図る。
- カ 公募制の導入等、入団募集方法の検討や事業所への働きかけを実施し、青年層の入団促進を図る。

キ 農村部における在宅女性の協力等により、情報連絡網の整備に努める。

2 水防協力団体の育成強化 【防災危機管理課】

水防協力団体の研修・訓練や災害時における水防活動の拠点となる施設の整備を図り、水防資機材の充実を図る。

また、NPO、民間企業、町内会・自治会等多様な主体を水防協力団体として指定することで水防活動の担い手を確保し、その育成、強化を図る。

3 自主防災組織等の育成強化 【防災危機管理課、消防本部、各支所】

(1) 市が行う重点実施項目

本市においては、「松江市自主防災組織育成等実施要綱」を策定し、自主防災組織の強化に努めている。自主防災組織の育成・強化にあたり、重点的に実施する項目は次のとおり。

- ア 住民の関心を高めるため、研修会や公民館単位での説明会を開催する等の啓発活動を展開する。その際には、自主防災組織の役員に積極的に女性を登用することで、地域における活動の活性化にもつながることから、自主防災組織の役員などへの女性の参画の促進に努める。
- イ リーダーの養成、組織への指導・助言を行うとともに、助成の実施等組織の活性化を推進する。
- ウ 自主防災活動の必要性や組織の結成方法及び結成後の訓練など、自主防災活動において必要なマニュアルを作成し、組織の活性化を図る。
- エ 防火防災意識の高揚と知識の普及を図るため、民間の防火組織の育成強化を図る。
- オ 活動拠点施設において、必要な資機材等の整備を推進する。
- カ 地区が主体となって企画運営する防災訓練・防災イベントの支援を行う。
- キ 消防団と自主防災組織との連携等を推進し、地域コミュニティの防災体制の充実を図る。

→ **資料編** [資料 3-8]松江市自主防災組織育成等実施要綱

(2) 自主防災組織の編成に当たっての留意事項

- 町内会・自治会等に防災部を設置している場合等、既に自主防災組織と類似した組織がある場合は、その活動内容の充実、強化を図る。
- 町内会・自治会等はあるが、特に防災活動を行っていない場合は、町内会活動の一環として防災訓練等防災活動を取りあげることにより、自主防災体制の整備を推進する。
- 町内会・自治会等がなく、新たに自主防災組織を設ける場合においても、その地域で活動している何らかの組織の話合いの場や防災訓練等を通じて、自主防災組織の設置を推進する。

(3) 自主防災組織の活動内容

地区の実情にあわせ、各組織で決定する。代表的な活動内容は次のとおり。

平常時における活動	災害時における活動
1 防災に関する知識の普及	1 地域住民の安否確認
2 防災関係機関・他の組織との連絡体制の構築	2 地域の要配慮者への支援
3 地域における有効な防災情報（避難所、避難経路、公共施設、防災倉庫、医療施設、要配慮者の有無等）、危険箇所（崖崩れ、危険物施設、古いブロック塀、木造住宅・老朽家屋密集地等）の把握及び周知	3 出火防止及び初期消火
4 地域防災マップの作成	4 負傷者の救出・救護
5 防災上の予防措置	5 情報の伝達収集
6 情報収集・伝達体制の構築及び確認	6 避難誘導、避難生活の指導
7 防災資機材等の備蓄・点検等	7 避難所等における給食・給水活動
8 防災訓練等の実施・参加	8 その他災害時対応に関すること

9 コミュニティ誌等による情報の共有化	
10 その他地域防災の充実に関すること	

(4) 地区防災計画

- 地区内の住民は、必要に応じて、当該地区における防災力の自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市防災会議に提案することができる。
- 松江市地域防災計画に地区防災計画を位置づけるよう市内の一定の地区内の住民から提案を受け、必要があると認めるときは、松江市地域防災計画に地区防災計画を定める。

4 地域における防災体制の強化 【防災危機管理課、消防本部、各支所】

災害が発生し又は災害の発生するおそれがある場合、地域において「自助・共助」の助け合いの精神に基づき設置される地区災害対策本部に対し、地域の要請により公民館参集職員*の派遣等の支援を実施するなど、地域の防災体制との連携強化を図る。

*公民館参集職員：地区災害対策本部と市災害対策本部との情報連絡体制を強化し、各地区の災害対応を迅速、的確に行うことを目的として配置する職員で、地区内在住職員又はそれに準じる職員とする。

5 事業所等の防災組織の育成強化 【防災危機管理課、消防本部、各支所】

(1) 市が行う重点実施項目

- 消防法により自衛消防組織の設置が義務づけられる一定規模以上の施設、事業所等に対して、施設、事業所等の自衛消防組織の整備を指導し、地域住民の自主防災組織との連携強化を図る。
- 上記以外の事業所等についても、自主的な防災組織の設置を推進する。

(2) 事業所等における重点実施項目

大規模な災害が発生した場合には、行政や市民のみならず、市内に立地する事業所等における組織的な初期対応が被害の拡大を防ぐ上で重要である。

事業所等に対し、その社会的責任を果たすため、次に示す対策に重点的に取り組むよう指導する。

事業活動の継続	<ul style="list-style-type: none"> • 社屋（施設）内外の安全化 • 防災計画や非常用活動マニュアルの整備 • リスクマネジメントの実施 • 損害保険等への加入や融資枠の確保 • 従業員の防災意識の高揚
従業員、顧客の安全確保	防災資機材や水、食料等の非常用品の備蓄
地域社会における安全確保	<ul style="list-style-type: none"> • 地域活動への参加や自主防災組織等との協力関係の確立 • 帰宅困難者に対する一時滞在施設としての提供

(3) 地区防災計画

- 市内の一定の地区内に事業所を有する事業者は、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市防災会議に提案することができる。
- 松江市地域防災計画に地区防災計画を位置づけるよう市内の事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、松江市地域防災計画に地区防災計画を定める。

第16節 災害ボランティア活動環境の整備

日本赤十字社島根県支部、松江市社会福祉協議会、災害支援に関わるNPO等の関係機関及び県と連携し、ボランティアの自主性を尊重しつつ、災害発生時にボランティアニーズの把握、災害ボランティア*の受付、登録、派遣調整等、災害ボランティアの活動が円滑かつ効果的に行えるよう、活動環境の整備を図る。

*災害ボランティア：本計画では、「災害発生時に被災者の支援を目的として様々な活動を展開するボランティア団体・NPO等の団体、個人」を指す。

1 災害ボランティアに関する細部計画の策定

本市においては、「松江市社会福祉協議会災害ボランティアセンター運営マニュアル」（令和4年4月）に基づき、効果的なボランティア活動が可能な環境整備について具体的に定めているが、ボランティア活動についての関心の高まり等を考慮し、これらの細部計画について見直しを積極的に行う。

2 災害ボランティアの活動内容

災害ボランティアの活動は、専門知識・技術や特定の資格を必要とする専門ボランティアと、被災者の生活支援を目的とする一般ボランティアの二つに区分される。また、この他に、一般・専門ボランティアが活動しやすいよう関係機関との調整等を行うボランティア・コーディネーターの活動がある。それぞれの活動内容は次のとおり。

専門ボランティア	<ol style="list-style-type: none"> 1 救助・救急 2 医療 3 高齢者、障がい者等の介護 4 農林・土木関係（農地、農業用施設の災害復旧に係る技術者による農村災害ボランティア、治山関係の山地防災ヘルパー・斜面判定士を含む砂防ボランティア、被災建築物や被災宅地の危険度判定等） 5 輸送（船舶、特殊車両等の操縦・運転） 6 通訳（外国語、手話、意思疎通の補助） 7 アマチュア無線
一般ボランティア	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難生活者の支援（炊き出し、物資の仕分け・配給等） 2 避難所の運営への協力 3 安否情報、生活情報の収集・伝達 4 清掃等の衛生管理
ボランティア コーディネーター	<ol style="list-style-type: none"> 1 ボランティアと要配慮者の連絡・調整 2 ボランティア活動に関する助言・相談 3 ボランティアの発掘、登録、あっせん等

3 災害ボランティアとの連携体制の整備………【防災危機管理課、市民生活相談課、健康福祉総務課、学校教育課、生涯学習課】

県及び県・市社会福祉協議会、ボランティア関係団体等と協力し、災害ボランティアとの連携体制を整備する。

連携体制を構築するに当たっての留意事項は次のとおり。

(1) 専門ボランティア

- 応急対策において必要なボランティア団体及び個人と事前にコンタクトをとり、協定の締結、事前登録等を行うよう努める。

- 災害時の意思の疎通を円滑にするために、専門ボランティア組織・団体に関する情報（活動内容、規模、連絡先等）を事前に把握するよう努める。

(2) 一般ボランティア

ボランティアを希望する者の氏名、連絡先、希望活動内容等の事前登録、防災ボランティアネットワークの結成等、体制の整備に努める。

4 災害ボランティアの育成.. 【防災危機管理課、市民生活相談課、健康福祉総務課、女子高、生涯学習課】

- 県及び県・市社会福祉協議会、関係団体等と相互に連携し、災害ボランティア活動に必要な知識についての講習や訓練の実施に努める。
- 市内の高等学校及び大学等の教育機関において、災害ボランティア活動に係る学修の単位認定を導入する等により、若年層における災害ボランティアの育成に努める。
- 市内の事業所等との連携により、実践的・活動的な企業ボランティアの育成を推進し、企業ボランティアの活動が当該企業の地域貢献のひとつとして位置づけられるよう努める。

5 災害ボランティアの普及・啓発..... 【防災危機管理課、市民生活相談課、健康福祉総務課、学校教育課、生涯学習課】

県及び県・市社会福祉協議会、関係団体等と相互に連携し、次のとおり、災害ボランティアの普及・啓発に努める。

- 分野ごとのボランティア受け入れマニュアルを作成する。
- 細部計画の円滑な運用について、市社会福祉協議会等の関係機関との調整を図るとともに、被災状況をはじめとする情報伝達体制等、活動環境の整備に努める。

第17節 防災教育

市民に対し、「自らの命は自分で守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動など、市民の防災意識を高め、家庭や職場、学校における地域の防災行動力を向上させるため、自助・共助による防災対策の重要性についての普及啓発、防災教育の推進に努める。

1 職員に対する防災教育.....【防災危機管理課、人事課】

市職員に対する防災教育の方法及び主な内容は次のとおり。

方法	<ol style="list-style-type: none"> 1 講習会、研修会の実施 2 各種防災訓練への積極的参加の促進 3 防災活動マニュアルや啓発資料の作成・配布 4 過去の災害現場の現地視察・調査の実施
内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 洪水、台風、高波、高潮等についての一般的知識 2 気象情報の収集とデータ分析の方法 3 防災対策の現況と課題 4 地域防災計画、各種マニュアルの内容 5 関係機関の防災体制と各自の役割分担 6 職員のとるべき行動（職員としての使命、任務、当事者意識等） 7 防災活動に関する基礎的知識（防災資機材の使用法、応急手当等） 8 情報共有システムの操作方法

2 市民に対する防災教育.....【防災危機管理課、消防本部、各支所ほか関係各課】

災害時にとるべき行動のほか、最低3日分、推奨1週間の食料・飲料水等の備蓄、非常持出品の準備、家屋の耐震診断や家具類の転倒防止策等について教育を行う。

また、孤立時の対応及び安否情報の発信等について、印刷物の作成等により啓発を行う。

さらに、ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。

(1) 普及の方法

市民に対する防災教育の方法は次のとおり。

出前講座	<ol style="list-style-type: none"> 1 研修会、講習会、集会等の開催 2 DVD等の貸出 3 自主的な防災マップづくり 4 防災資料の提供
広報媒体による普及	<ol style="list-style-type: none"> 1 ラジオ、テレビ、ケーブルテレビ、インターネット 2 新聞、雑誌 3 広報紙やパンフレット等の印刷物 4 防災ビデオ 5 講演会、展覧会及び映画上映会等の開催 6 ハザードマップ

(2) 周知内容

防災教育において市民に周知する内容は次のとおり。

- 1 市内の防災対策
- 2 風水害（豪雨、台風、高潮等）に関する一般的知識と過去の災害事例
- 3 風水害に対する平素の心得
 - 高波、高潮、浸水や土砂災害等周辺地域における災害危険性の把握
 - 家屋等の点検・改修及び周辺危険箇所の安全化
 - 家庭内の連絡体制について、あらかじめ決めておくこと
 - 応急救護等の習得
 - 防災用語の意味（高齢者等避難、避難指示等）
 - 避難の方法（避難路、避難先の確認）
 - 食料、飲料水、携帯トイレ、トイレットペーパー等物資の備蓄（最低3日分、推奨1週間程度）
 - 非常持出品の確認（貴重品、携帯ラジオ、懐中電灯、乾電池、衣類、応急医薬品、非常食、消毒液、マスク、体温計のほか、紙おむつや粉ミルク等家族構成にあわせて準備）
 - 火災の予防
 - 自主防災組織の結成
 - 要配慮者への配慮及び避難行動支援者への支援
 - ボランティア活動への参加
 - 家庭動物の食料・排泄用品等の備蓄及び避難所への同行避難、避難所での飼養についての準備等
 - ライフライン途絶時の対策
 - 各家庭における「マイタイムライン」の作成
 - 災害に備えた保険等への加入
 - 自動車へのこまめな満タン給油
- 4 風水害災害発生時の心得
 - 避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服し、避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動をとること
 - 出火防止と初期消火
 - 自宅及び周辺地域の被災状況の把握
 - 救助活動
 - テレビ・ラジオ、防災行政無線（同報系）、防災メール等による情報の収集
 - 避難実施時に必要な措置
 - 様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）で災害時にとるべき行動、避難場所や避難所での行動
 - 自主防災組織の活動
 - 災害用伝言サービスによる安否情報等の登録（運用開始時）
 - 住民による主体的な避難所の運営管理のために必要な知識等
 - 家屋が被災した際に、片付けや修理を行う前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活再建に資する行動
 - 避難所等における「暴力は許されない」意識の徹底
- 5 特別警報及び警報等発表時や高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令時に取るべき行動、避難先での行動

3 学校における防災教育.....【学校教育課】

(1) 各教科・特別活動等の学習時間における防災教育

- 体育（保健体育）科、理科、社会（地理歴史・公民）科、生活科、家庭科等の関連教科において、自然災害の発生のメカニズムや地域の自然災害や防災体制等、基本的事項を系統的に理解し、思考力、判断力を高め、主体的に行動する態度を育成する。
- 理科や社会科の学習を通して、自然災害の発生の仕組み、現在の防災対策災害時の正しい行動及

び災害時の危険度についての教育を行う。

- 特別活動を中心に、課題を理解して的確な判断のもとに安全に行動できるようにする安全指導を行う。
- 安全学習及び安全指導の基盤となる生命尊重や思いやり等の心や態度を育てるため、特別の教科道徳の指導との密接な関連を図る。
- 総合的な学習（探究）の時間において、防災に関する課題を設定し取り組む。
- 自らの家庭、学校及び地域に関する防災マップの作成等のテーマを通じて、身の回りの環境を災害の観点から見直すことにより、防災を身近な問題として認識させる。
- 支援者となり安全で安心な社会づくりに貢献する意識を高めるため、ボランティア活動の大切さについて理解を深めさせ、積極的に参加できるような取り組みを推進する。

(2) 学校行事としての防災教育

- 避難訓練の内容は、学校の立地条件、校舎の構造等を十分考慮し作成する。
- 避難訓練は、表面的、形式的な指導に終わることなく、具体的な場面の想定や、関連教科や学級活動・ホームルーム活動との連携を図る等により、事前事後指導を意図的に実施する。
- 水害・土砂災害のリスクがある学校については、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努めるとともに、休憩時間や放課後等の授業時間外や、校外で活動中に発生した場合を想定した避難訓練を実施し、教職員がその場になくても、自らの判断で安全な行動がとれるよう指導する。
- 避難訓練は、地域の一般住民に参加を呼びかける等活性化の工夫をし、継続して行う。
- 防災専門家や災害体験者の講演会、市が行う防災訓練への参加等、体験を通じた教育を実施する。
- 学校における消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努める。

(3) 教職員に対する防災研修

- 災害時における校内の連絡体制、児童等及び施設の安全確認、児童等に対する指導方法、負傷者の応急手当の方法、初期消火の方法、児童等の心のケア等災害時に特に留意する事項に関する研修を行い、災害時の教職員のとるべき行動とその意義の周知徹底を図る。
- 指導にあたる教職員は、災害時のイメージトレーニングやシミュレーションを行い、緊急時に迅速かつ適切な行動がとれるようにしておく。

4 防災上重要な施設の職員等に対する教育.....【防災危機管理課、消防本部】

- 防災上重要な施設の管理者に対し、当該施設の職員に対する講習会や防災訓練の実施を指導する。
- 防災上重要な施設の管理者及び防災要員に対し、法令に定める保安講習・立入検査、地域における防災講習会等を通じ、防災施設の点検・改修・応急対策上の措置等の周知徹底に努める。

5 事業所における防災の推進等.....【防災危機管理課、消防本部、各支所】

- 事業所の防災担当者に対し、災害時の企業の役割（従業員や顧客の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献、地域との共生）を十分に認識し、防災体制の整備、防災訓練、事業所の耐震化、従業員教育等を積極的に推進するとともに、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）及び事業継続マネジメント（BCM）の策定を行うことについて、講習会等を通じ普及に努める。
- 事業所の事業形態、規模、立地条件等により必要な防災教育や事業継続計画、事業継続マネジメントの内容は異なるが、すべての事業所において従業員教育を推進するとともに、可能などころから防災体制の整備に努めるよう、必要な支援を行う。
- 「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者に対する基本原則や安否の確認手段について平時から啓発を行うとともに、従業員等を一定期間事業所内に留めておくことができるよう、必要

な物資の備蓄を促す等、帰宅困難者対策を推進する。

- 事業者は、豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員が屋外を移動することのないよう、また、避難を実施する場合における混雑・混乱等を防ぐため、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努めることについて、周知を図る。

6 災害教訓の伝承.....【防災危機管理課、消防本部、各支所】

- 過去に発生した大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を収集・整理・保存し、市民に公開することにより、災害の教訓や災害文化の啓発を行うとともに、市民の災害教訓を伝承する取り組みを支援する。
- 過去に発生した災害の記録を活用した研修会を開催するなど、地域の特性を踏まえた防災教育に努める。

第18節 防災訓練

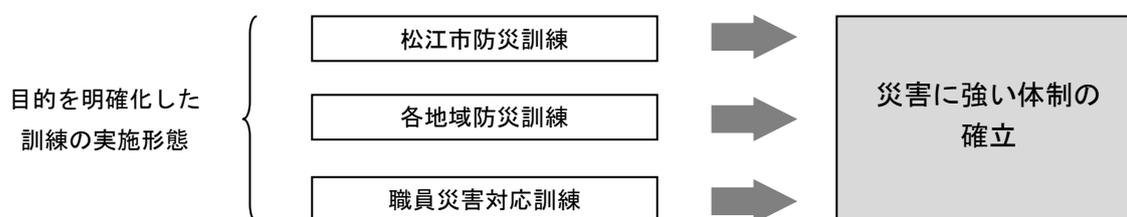
災害時において、県及び関係機関等と連携して災害応急対策活動を円滑に行うために、平常時から関係機関並びに学校、自主防災組織、非常通信協議会、民間企業、NPO・ボランティア団体及び要配慮者等を含めた地域住民等の地域に関係する様々な主体との緊密な連携による各種防災訓練を継続的に実施し、災害に備える。

本市においては、市、防災関係機関及び住民が主体となって行う「松江市防災訓練」のほか、地域住民が主体となって行う「各地域防災訓練」、市及び防災関係機関が行う「職員災害対応訓練」を通じ、一連の流れに基づいた実践的な訓練による災害に強い体制づくりを推進している。防災関係機関、市民及び事業所等は防災訓練に積極的に参加し、自らの役割や行動要領の習得に努めなければならない。

1 防災訓練の目的及び実施主体.....【防災危機管理課、消防本部、各支所】

本市において実施する防災訓練の目的及び実施主体は次のとおり。

図：防災訓練の体系



(1) 松江市防災訓練

目 的	<p><市水防訓練> 松江市水防計画に基づき、河川の水位上昇、氾濫を想定し、各関係機関が連携した水防活動訓練を実践的に行うことで、防災対応力の強化を図る。</p> <p><住民参加型訓練> 過去の災害教訓として、「自分たちの住んでいる地域は自分たちで守る」共助の精神が災害に強いまちをつくることから、住民が主体的かつ行政と協働できる地区（支所）災害対策本部を中心とした防災訓練を実施し、地域防災力の向上を図る。</p>
実 施 主 体	市、防災関係機関及び住民

(2) 各地域防災訓練

目 的	住民個人及び地域全体の防災対応力の強化を図る。
実 施 主 体	地域住民（各地区において主体的に実施される内容を、市が支援する）

(3) 職員災害対応訓練

目 的	市及び防災関係機関における職員の防災対応力の強化を図る。
実 施 主 体	市及び防災関係機関

2 防災訓練の実施内容.....【防災危機管理課、消防本部、各支所】

「松江市防災訓練」、「各地域防災訓練」及び「職員災害対応訓練」の実施に当たっては、次に示す項目の中から必要な種目を選定し実施する。

気象等の特別警報、警報、注意報及び情報の伝達及び通信訓練	<ul style="list-style-type: none"> ● 気象等の特別警報、警報、注意報及び情報の発表、伝達、受理等について、それぞれの伝達系統を通じて関係機関の有線通信施設を利用し、又は有線通信途絶の想定のもとに市消防団緊急連絡網による訓練を行う。 ● 必要に応じ、気象等の特別警報、警報、注意報及び情報の住民に対する伝達及び徹底についての訓練並びに停電時等非常事態における伝達訓練を実施する。
災害対策本部設置訓練	災害時における応急活動体制を確立できるよう、災害状況に応じた各機関の災害対策本部等の設置及び運営訓練を実施する。
防災活動従事者の動員訓練	災害発生時における応急対策に万全を期すため必要な職員の動員体制を整備し、各機関の配置計画に基づいて非常動員訓練を実施する。
情報収集・非常通信訓練	災害時には、浸水や土砂災害のため、一般加入電話の通信設備、地下・架空ケーブル等が被害を受け、通信の輻輳・途絶が予想されるため、災害時に円滑な関係機関との連絡が行えるよう情報伝達訓練を実施する。特に、迅速・正確な被害報告のための訓練を重視する。
消防、救急・救助訓練	<ul style="list-style-type: none"> ● 消防、救急・救助活動の円滑な遂行を図るため、不測の事態を想定し、火災防御訓練、救助救出・避難誘導訓練等地域住民と一体となった消防訓練を実施する。 ● 消防本部は、全国及び中国四国ブロックでの緊急消防援助隊合同訓練等により、緊急消防援助隊の受援体制及び応援体制の習熟を図る。
水防訓練	災害において堤防の決壊等による被害を最小限にするため、水防訓練による情報伝達、水防工法、避難措置等の訓練を実施する。
避難訓練	学校、病院、社会福祉施設等において、災害時における避難指示等に迅速かつ円滑に対応するため、定期的又は随時に実践的な訓練を実施し、職員や生徒、入所者等に行動要領を習熟させる。また、訓練の実施に当たっては、ハザードマップ、防災マップ等を活用しつつ行う。
医療救護訓練	医療関係機関は、災害時の効果的な医療救護活動を実施できるよう、各機関と連携した医療救護訓練を実施する。
必要資材の応急手配訓練	災害時の効果的な活動ができるよう、各機関と連携した手配等の訓練を実施する。
避難所の運営・体験訓練	避難訓練・防災教育・非常食炊き出し訓練・保護者への引渡し等の避難所生活の体験訓練を行う。運営に当たっての問題点等を、避難所運営マニュアルをもとに検証する。
災害応急復旧訓練	<ul style="list-style-type: none"> ● 鉄道、道路の交通確保 ● 復旧資材、人員の緊急輸送 ● 決壊堤防の応急修復 ● 電力、通信施設の応急修復
その他の訓練	<ul style="list-style-type: none"> ● 定期的な訓練の実施により、住民に危険箇所、避難先等を周知徹底する。訓練においては、訓練地区の土砂災害等による孤立可能性等の情報を提供するとともに、災害図上訓練D I Gの使用等により、住民が地域の災害対策を話し合い、共有する取り組みを促進する。 ● 防災関係機関は、それぞれの災害応急対策計画に基づき、図上訓練を含めた防災活動従事者の動員訓練、必要資材の応急手配訓練等を実施する。

3 防災訓練時の交通規制.....【防災危機管理課、消防本部】

県公安委員会は、市が行う防災訓練の効果的な実施を図るため、特に必要があると認めるときは、当該訓練に必要な限度で、区域又は道路の区間を指定して、歩行者又は車両の道路における交通規制を行うことができる（災害対策基本法第48条2項）ため、必要な場合は要請を行う。

なお、交通規制を実施する場合は、総理府令で定める様式の標示（規制標識）を設置しなければならないが、これが困難な場合は警察官の現場の指示により交通規制を行わなければならない（規制の標識の様式は以下のとおり）。



- 1 色彩は、文字、縁線及び区分線を青色、斜めの帯及び枠を赤色、地を白色とする。
- 2 縁線及び区分線の太さは1センチメートルとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。
- 4 道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあっては、図示の寸法の2倍まで拡大し、又は図示の寸法の2分の1まで縮小することができる。

4 防災訓練の事後評価.....【防災危機管理課、消防本部、各支所】

防災訓練の実施後は、関係機関等訓練参加者の意見を収集する等の方法により、成果及び問題点を点検・評価し、これらの検討結果に基づき防災体制や災害活動要領等の改善について検討するとともに、次回の訓練に反映させる。

第19節 要配慮者の安全確保体制の整備

高齢化や国際化の進展に伴い、災害発生時に自分自身で行動をとることが困難な「要配慮者*¹」が今後増加することが予想される。このため、要配慮者及び避難行動要支援者*²の安全を確保するための以下の対策を積極的に推進する。

- *1要配慮者：本計画では、高齢者、病弱者、難病患者、障がい者、児童・乳幼児、妊産婦、外国人、観光客・旅行者など、災害時に迅速・的確な行動が取りにくく、被害を受けやすい者を要配慮者と位置づける。
- *2避難行動要支援者：要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者で、円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者を避難行動要支援者と位置づける。

1 避難行動要支援者等支援体制の構築……………【防災危機管理課、観光振興課、国際観光課、健康福祉総務課、障がい者福祉課、生活福祉課、こども政策課、保育所幼稚園課、子育て給付課、学校教育課、各支所ほか関係各課】

関係部局との連携の下、消防団、自主防災組織等の防災関係機関及び平常時から要配慮者と接している避難支援等関係者*、社会福祉協議会、民生児童委員、介護保険制度関係者、障がい者団体等の福祉関係者及び県と協力して、要配慮者及び避難行動要支援者等支援体制の充実に努める。

* 避難支援等関係者：避難行動要支援者の避難支援に携わる関係者。

(1) 避難計画の策定における留意事項

本章第8節に定める避難計画の策定に当たっては、次の点に留意する。

- 要配慮者及び避難行動要支援者への高齢者等避難、避難指示等の伝達方法
- 要配慮者及び避難行動要支援者の種別ごとの避難支援方法及び配慮すべき事項
- 要配慮者及び避難行動要支援者の支援における市、町内会・自治会、自主防災組織、福祉関係者等の役割

(2) 避難行動要支援者名簿の作成

避難行動要支援者名簿の作成等に当たっては、松江市避難行動要支援者全体計画に基づき実施する。

- 平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成する。
- 避難行動要支援者は、次のいずれかに該当する者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者とする。
 - ①75歳以上のひとり暮らし高齢者または75歳以上の高齢者のみの世帯の者
 - ②身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により、身体障害者手帳の交付を受けている者
 - ③療育手帳（A，B）の交付を受けている者
 - ④精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳1級又は2級の交付を受けている者
 - ⑤介護保険における要介護認定3～5を受けている者
 - ⑥その他、市長が特に必要と認めた者
- 上記の要件を満たさない者であっても、以下の者は避難行動要支援者名簿への掲載を求めることができる。
 - ①避難支援等関係者により掲載の必要があると認められた者
 - ②自らの命を主體的に守るため、掲載を希望する者
- 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画にかかる避難支援等関係者を、以下のとおり定める。

- ①消防機関（消防本部、消防署、消防団）
 - ②警察機関（警察本部、警察署）
 - ③民生児童委員協議会
 - ④社会福祉協議会・地区社会福祉協議会
 - ⑤町内会・自治会
 - ⑥自主防災組織及び要配慮者支援組織
 - ⑦その他、市長が特別に定める者
- 避難行動要支援者名簿には、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。
 - ①氏名
 - ②生年月日
 - ③性別
 - ④住所又は居所
 - ⑤電話番号その他の連絡先
 - ⑥避難支援等を必要とする事由
 - ⑦避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項
 - 避難行動要支援者に該当するものを把握するために、関係部局で把握している要介護高齢者や障がい者等の情報を集約するよう努める。その際、要介護状態区分別や障がい種別、支援区分別に把握する。また、市で把握していない情報については、県その他関係機関に対して要配慮者に関する情報の提供を求めることとする。

(3) 避難行動要支援者名簿の提供と更新

- 避難支援等関係者に対する避難行動要支援者名簿情報の提供について、避難行動要支援者にその趣旨や内容を説明し、同意するかどうかが意向を確認するものとする。
- 名簿情報提供の同意を得た避難行動要支援者の名簿情報は、あらかじめ避難支援等の実施に必要な限度で避難支援等関係者へ提供するものとする。
- 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難行動要支援者名簿を避難支援等関係者やその他の者に対し、避難行動要支援者本人の同意を得ずに提供することができる。
- 避難行動要支援者の状況は常に変化しうることから、避難行動要支援者名簿を更新する期間や仕組みをあらかじめ構築し、避難行動要支援者名簿情報を最新の状態に維持する。また、更新された情報は、市及び避難支援等関係者間で共有を図ることとする。

(4) 個別避難計画の作成

- 個々の避難行動要支援者が、避難に要する時間や必要とする支援の種類といった個別の事情に応じて必要な支援を受けることができるよう、避難支援等関係者と連携して、名簿情報の提供について同意を得た避難行動要支援者に対して、個別避難計画の作成について同意を得たうえで、個別避難計画を作成するよう努める。
- 個別避難計画の作成については、松江市避難行動要支援者全体計画に基づき、避難行動要支援者の身体状況、世帯状況や居住地が危険区域であること等の条件から作成の優先度を設定し、優先度の高い避難行動要支援者から進めるものとする。
- 個別避難計画には、避難行動要支援者名簿情報に加え、次に掲げる項目を記載し、又は記入するものとする。
 - ①避難支援等実施者の氏名又は名称
 - ②避難支援等実施者の住所又は居所
 - ③避難支援等実施者の電話番号その他の連絡先
 - ④避難施設その他の避難場所

- ⑤避難路その他の避難経路に関する事項
- ⑥避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項

(5) 個別避難計画の提供と更新

- 個別避難計画を避難支援等関係者に提供することについて、避難行動要支援者及び避難支援等実施者の同意を得たときは、あらかじめ個別避難計画の情報を避難支援等関係者に提供するものとする。
- 個別避難計画は、避難行動要支援者の状況の変化に合わせて必要に応じて更新するよう努めるものとする。
- 個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をする。

(6) 避難行動要支援者名簿と個別避難計画の共通事項

- 庁舎の被災等の事態が生じた場合においても避難行動要支援者名簿や個別避難計画の活用を支障が生じないように、それぞれについて適切な管理に努める。
- 多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を推進する。その際、名簿情報及び個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。
- 避難行動要支援者名簿、個別避難計画の情報提供を受けた避難支援等関係者が適正な情報管理を図るよう、必要に応じて以下の措置を講ずる。
 - (ア) 避難支援等関係者の活動範囲内に居住する避難行動要支援者に限定して情報を提供する。
 - (イ) 避難行動要支援者に関する個人情報に目的外に共用、利用されないよう指導する。
 - (ウ) 災害対策基本法の規定により避難支援等関係者に秘密保持義務が課せられていることを十分に説明する。
 - (エ) 施錠可能な場所へ避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を保管するよう指導する。
 - (オ) 提供を受けた避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を必要以上に複製しないよう指導する。
 - (カ) 情報の提供を受けたものが団体である場合には、その団体内部で情報を取り扱う者を限定するよう指導する。
 - (キ) 情報の提供を受けた避難支援等関係者より、情報の取扱状況を報告させる。
 - (ク) 情報の提供を受けた避難支援等関係者に対し、個人情報の取扱に関する研修を開催する。
- 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等にデジタル技術を活用するよう検討する。

(7) 避難行動要支援者への情報伝達

避難支援等関係者が避難行動要支援者名簿や個別避難計画を活用し、着実な情報伝達及び早い段階での避難行動を促進できるよう、避難支援を必要とする事由等の避難行動要支援者個別の状況に応じた情報伝達手段・伝達方法を定める。

(8) 避難支援等関係者の安全確保

避難支援等関係者の安全を確保するために必要な措置、ルール等について定める。

2 地域における対策……………【防災危機管理課、市民課、観光振興課、国際観光課、健康福祉総務課、こども政策課、保育所幼稚園課、子育て給付課、障がい福祉課、生活福祉課、学校教育課、各支所ほか関係各課】

(1) 要配慮者及び避難行動要支援者の避難支援体制の整備

- 避難行動要支援者名簿に基づき、地区災害対策本部並びに各地域団体との連携を図ることにより

避難支援体制を構築する。

- 町内会・自治会等の地域コミュニティ（共助）を活用した支援組織（要配慮者支援会議）により、地域における避難行動要支援者の安否確認や避難支援が円滑に行われるよう連携を図るとともに、その設立等の支援を行う。

(2) 情報伝達体制の整備

- 要配慮者及び避難行動要支援者からの情報伝達機器として、緊急通報システムの整備、救急ホイッスル・シグナル等発信器等の普及に努める。
- 国の「避難情報に関するガイドライン」に基づき、対象とする災害及び警戒すべき区域・箇所、避難すべき区域等について、本市における具体的な判断基準を定めた「松江市避難勧告等の判断・伝達マニュアル」において、避難行動要支援者に対する避難指示等の判断・伝達方法について具体的に記載する。

(3) 防災設備、物資、資機材等の整備

- 災害発生直後の食料・飲料水等については住民自らの家庭備蓄によっても対応できるよう、家庭における事前の備えを推進する。
- 要配慮者（高齢者、病弱者、難病患者、障がい者、児童・乳幼児、妊産婦等）に配慮した救援活動が行えるよう、毛布等の備蓄、調達体制の整備を推進する。
- 一人暮らしの高齢者や寝たきりの病人等の安全を確保するための緊急通報システム等の整備に努める。
- 聴覚障がい者に対する災害情報の伝達のための文字放送受信システムの普及に努める。
- 在宅の要配慮者に対する自動消火器、火災警報機の設置の推進に努める。

(4) 在宅の要配慮者に対する防災知識の普及・啓発及び防災訓練の実施

- 講習会の開催、印刷物の配布等、要配慮者の実態にあわせた防災知識の普及・啓発を行う。
- 各地域防災訓練においては、要配慮者のための地域ぐるみの情報伝達訓練や、避難訓練を実施する。
- ホームヘルパーや民生児童委員等、高齢者及び障がい者の居宅状況に接することのできる者が、家庭における家具の転倒防止策等の防災知識を普及することのできる体制を整備する。

(5) 防災基盤の整備

- 「松江市ひとにやさしいまちづくり条例」及びその他の関連計画等に基づき、指定避難所等における段差解消、洋式トイレの設置等施設のバリアフリー化に努める。
- 関係機関等と連携し、市内における福祉施設等の中から、比較的居住環境のよい施設を福祉避難所として設定し、一般の避難所では福祉サービスの提供を受けることが困難な避難者が円滑に避難できる環境を整備し、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努める。本市における福祉避難所の一覧は資料のとおり。

→ 資料編 [資料 2-16] 地区別避難施設一覧表

- 社会福祉施設設置者に対し、社会福祉施設整備費補助金（防災拠点型地域交流スペースの整備制度）の周知を図る。
- 外出中の避難が容易となるよう、道路等の要所に避難所への誘導標識等の設置に努める。

(6) 他市町村、関係機関等との連携強化

- 他市町村との相互応接協定を締結し、非常時における人員・資機材・救援物資等の確保並びに要配慮者優先避難所の確保について、相互応接をするための実施手順等を決めておく。
- 高齢者、障がい者及びその他要介護者と家族・知人等で組織される相互扶助組織等との連携に努

め、非常時における全国的なネットワークによる相互応接体制を整備する。

- 社会福祉法人島根県社会福祉事業団厚生センター・養護学校等と災害時における要配慮者の受け入れについて覚書を締結するとともに、民間の社会福祉施設・自主防災組織等への協力要請に努める。

(7) 観光客対策

- 観光客等の一時滞在者の人口について、季節ごと及び昼夜別の概数の把握に努める。
- 災害時における避難場所・避難経路等が明確に分かる看板、印刷物及び観光マップ等の作成・配布に努めるほか、携帯端末を利用した観光案内アプリ等により指定避難所等の周知を図る。
- 観光客等の帰宅困難者の一時滞在施設を整備する。
- 外国人観光客に対し通訳・翻訳・サポート体制を整備し、掲示物・配布物の多言語や「やさしい日本語」での情報提供を行う。

(8) 外国人住民対策

- 住民登録の際等において、居住地の災害危険性や防災体制等について十分に説明を行う。
- 市内で生活する外国人住民に対して、外国語の印刷物等による防災教育・講習会の実施、防災訓練への積極的な参加の呼びかけ等を行う。
- 災害時における通訳・翻訳・サポート体制を整備し、避難所等での掲示物・配布物の多言語や「やさしい日本語」での情報提供を行う。
- 災害時に円滑な応急対策を実施できるよう、平常時から関係機関との連携強化を図る。
- 災害時における相談窓口の設置について、マニュアル等の整備により具体的に定めておく。
- 大規模災害により、外国人住民の避難生活の長期化が予想される場合、県がしまね国際センターと共同設置する「災害時多言語支援センター」における、多言語による災害情報の発信や、避難所等での翻訳・通訳等の支援についても連携を図る。

3 社会福祉施設・病院等における要配慮者対策 【健康福祉総務課、障がい者福祉課、介護保険課、市立病院】

(1) 防災設備等の整備

- 福祉避難所となる公立社会福祉施設の不燃化工事等を計画的に行うとともに、民間施設についても、同様の措置を講ずるよう指導する。
- 電気、水道等の供給停止に備え、施設入所者等が最低限の生活維持に必要な食料、飲料水、介護用品、医薬品・医療用資機材等の備蓄を行う。
- 予想される災害の種類に応じた防災資機材や非常用自家発電機及び燃料等の備蓄・整備に努める。
- 病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後 72 時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。

(2) 組織体制の整備

- 社会福祉施設や病院の管理者は、あらかじめ防災組織を整え、施設職員の任務の分担、動員計画、緊急連絡体制等を確立しておく。その際、職員の動員や照明の確保が困難な夜間における消防機関等への通報連絡や入所者等の避難誘導體制に十分配慮する。
- 社会福祉施設や病院の管理者は、日頃から、市や他の類似施設、近隣住民や地域の自主防災組織等と連携を図りながら、災害時の協力体制づくりに努める。
- 社会福祉施設や病院の管理者は、必要に応じて消防署等との非常通報装置（ホットライン）の設置に努めるほか、消防・警察・近隣施設との連絡会議を設置し、情報連絡体制の整備に努める。

(3) 緊急連絡体制の整備

- 社会福祉施設や病院の管理者は、消防機関等への早期通報が可能な非常通報装置を設置する等緊急時における情報伝達の手段、方法を確立するとともに、災害時における施設相互間等の緊急連絡体制の整備・強化に努める。
- 社会福祉施設の管理者は、多数の避難者の緊急入所や他被災施設からの移送に備え、社会福祉施設整備費補助金（防災拠点型地域交流スペースの整備）の活用等による施設整備に努める。

(4) 防災教育・防災訓練の充実

社会福祉施設や病院の管理者は、防災教育を実施するとともに、施設の立地条件や施設の構造、入所者や患者の実態等に応じた防災訓練を定期的実施する。

(5) 防災基盤の整備

避難行動要支援者等自身の災害対応能力及び社会福祉施設、病院等の立地場所等を考慮し、避難所及び避難経路等の防災基盤の整備を図る。

第20節 孤立防止対策

大規模災害時に土砂崩れ等により孤立が予想される地区の実態を詳細に把握し、救援体制の充実を図るとともに、地区における孤立時の自立性・持続性を高めるための対策を推進する。

1 孤立予想地区の現況

(1) 孤立の定義

本計画においては、次の要因等により道路交通又は海上交通による外部からのアクセスが、人の移動・物資の流通の点で困難となり、住民生活が困難もしくは不可能になる状態をいう。

- ア 地震、風水害等に伴う土砂災害や液状化等による道路構造物の損傷、道路への土砂堆積
- イ 津波による浸水、道路構造物の損傷、流出物の堆積
- ウ 地震または津波による船舶の停泊施設の被災

(2) 孤立予想地区の抽出

集落の孤立可能性を判断するにあたり、上記の定義・条件に基づき、孤立の可能性が高い地区を次のとおり抽出した。なお、孤立予想地区の位置等については資料編に記載のとおり。

→ **資料編** [資料 1-13] 孤立予想地区(集落)及び衛星携帯電話配備状況

	孤立予想地区(集落)名
旧市	東持田町(納蔵西、納蔵東)、坂本町(坂本上)、西忌部町(中組、空山)、東忌部町(槇山、大川端)
島根町	加賀(加賀別所)、多古(多古、沖泊)、野波(瀬崎)、野井(野井)
美保関町	笠浦(笠浦)、諸喰(法田、諸喰)、雲津(雲津)、美保関(軽尾、才浦)
宍道町	上来待(小林、和名佐)
玉湯町	大谷(大谷5区、大谷6区、大谷7区)
八雲町	熊野(萱野、岩室、矢谷)、西岩坂(秋家、秋奥)、東岩坂(西奥、藤原)
東出雲町	上意東(本谷奥組、本谷中組、畑)

2 通信手段の確保 【防災危機管理課、デジタル戦略課、各支所】

(1) 多様な通信手段の確保

- 通信施設の被災や輻輳等による障害に備え、災害時優先電話、衛星携帯電話等の公衆通信網のみならず、市IP無線機、簡易無線機及びアマチュア無線等の多様な通信手段の確保に努める。
- 携帯電話の通話可能範囲をあらかじめ把握しておく。

(2) 通信設備障害時におけるバックアップ体制

通信設備障害により地区の状況が把握できない場合に備え、自主防災組織、消防団員等人力による情報収集・伝達、アマチュア無線による伝達等バックアップ体制を整える。

3 物資供給、救助体制の確立 【防災危機管理課、商工企画課、スポーツ課、各支所、消防本部、交通局】

(1) 孤立予想地区の住民ニーズの適切な把握

住民の救出や物資の適切な供給にあたり伝えるべき項目は次のとおりとする。

伝達項目	<ul style="list-style-type: none"> ● 負傷者の有無及び負傷の程度 ● 要配慮者の有無 ● 地区内の人数 ● 備蓄状況(食料、飲料水、医薬品、毛布)
------	---

(2) ヘリコプター離着陸適地の確保

孤立時の救助、避難、物資供給に資するため、ヘリコプターの離着陸適地を優先的に選定確保する。

4 孤立に強い地区づくり 【防災危機管理課、市民生活相談課、健康福祉総務課、こども政策課、保育所幼稚園課、子育て給付課、障がい者福祉課、学校管理課、学校教育課、生涯学習課、各支所】

(1) 備蓄の整備・拡充

- 食料、飲料水、燃料等の生活物資に加え、非常用電源、簡易トイレ等により地区単位で一週間程度は自活できるような体制を目標に、公的な備蓄に加え、自主防災組織や個々の世帯での備蓄に努める。この際、要配慮者（高齢者、病弱者、難病患者、障がい者、児童・乳幼児、妊産婦等）への配慮にも努める。
- 救援部隊の到着までに最低限の応急処置がとれるよう、医薬品、救助用器具等の備蓄に努める。

(2) 避難体制の強化

- 地区の人口に応じた避難可能な場所を、地区内に最低1箇所以上確保する。
- ハザードマップの配布や孤立を想定した防災訓練等を通じ、危険箇所、避難先等を周知する。

(3) マニュアル等の整備

避難所運営マニュアル等を整備し、集団避難を想定した避難計画の策定及び周知を推進する。

(4) 要配慮者の実態把握

平素より、優先して救護すべき要配慮者（高齢者、病弱者、難病患者、障がい者、児童・乳幼児、妊産婦等）の実態を把握しておく。

(5) 自主防災組織の育成

消防機関等の到着までの間に適切な応急措置が行えるよう、地区内住民による自主防災組織の結成を強く推進するとともに、日頃から近隣者との連携を強化し、防災意識の啓発に努める。

(6) 要配慮者支援会議の育成

町内会・自治会等の地域コミュニティ（共助）を活用した支援組織（要配慮者支援会議）により、地域における要配慮者の安否確認や避難支援が円滑に行われるよう連携を図るとともに、その設立等の支援を行う。

5 道路寸断への対応

(1) 対策工事の実施 【建設総務課、道路課】

緊急輸送道路について、迂回路や防災拠点の状況等、道路の重要度を把握し、広域的な視点で優先順位の高いところから、耐震化及び土砂災害対策等の必要な施策を実施する。

(2) 道路寸断情報の収集・伝達体制の整備 . 【防災危機管理課、農林基盤整備課、建設総務課、道路課、各支所】

発災後に迅速な孤立の解消を図るため、迅速かつ的確に道路被害情報を収集し、関係機関へ情報提供を行う体制を整備する。

This page intentionally left blank